

平成26年五條市議会第3回9月定例会（第3号）

日 時 平成26年9月8日（月） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	牧 野 雅 一	<p>1 大塔町の復興について</p> <p>(1) 復旧の遅れ・今後の進捗予定について</p> <p>(2) 復興の現状・今後の進捗予定について</p> <p>(3) 仮設住宅の今後について</p> <p>2 五條市の将来設計について（県・国の公共施設の設置）</p> <p>(1) 消防学校・奈良県防災航空隊・自衛隊駐屯地・刑務所ほかについて</p> <p>3 観光事業を生かしたまちづくりについて</p> <p>(1) 観光事業計画について</p> <p>(2) 無電柱化の実施に向けたアンケートについて</p> <p>(3) 観光ルートの安全性の確立について</p> <p>4 （仮称）五條総合体育館建設事業について</p> <p>(1) 業者選択（入札ほか）の反省について</p> <p>(2) 早期着工の決議に対する考えについて</p> <p>(3) 建設事業の見直しについて</p> <p>5 防災計画の見直しについて</p> <p>(1) 五條中央地区の消防団再編について</p> <p>(2) 避難勧告発令地域に対する取組について（自主避難から避難補助に）</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・副市長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	牧 野 雅 一	<p>6 今後の財政状況について (1) 平成28年度以降の財政状況について</p> <p>7 岡中継施設築造工事の入札結果(内容)について</p> <p>8 五條市政治倫理条例に対する意識について</p> <p>9 賃借料の算出方法について</p>	<p>市長</p> <p>市長</p> <p>市長</p> <p>部長</p>
2	大 谷 龍 雄	<p>1 広島市の土砂災害を教訓とした五條市防災対策の強化について (1) 気象情報掌握の遅れについて (2) 避難勧告及び避難指示の遅れについて (3) 過去にない豪雨について (4) 崩壊しやすい地層への住宅建設について (5) 多数の避難者を受けるとする避難所の確保について (6) 台風11号前後における五條市と周辺の総雨量について</p> <p>2 公共施設の耐震化の取組状況と市役所本庁舎の建設について (1) 保育所・幼稚園の園舎及び小学校・中学校・高等学校校舎の建設年度と耐震化の取組について (2) 市役所本庁舎の建設候補地の水害調査の不十分さについて (3) 財源対策について</p> <p>3 自衛隊に関する集団的自衛権行使及び自衛隊と米軍の関係から考えた陸上自衛隊駐屯地誘致の危険性を見直しについて</p> <p>4 デマンドタクシー等のフルデマンド方式を目指した取組状況と当日予約制への改善について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第二 報第 十六号 専決処分の報告について（調停）
- 第三 報第 十七号 専決処分の報告について（調停）
- 第三 報第 十八号 専決処分の報告について（訴えの提起）
- 第四 議第四十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正について
- 第五 議第四十二号 五條市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
- 第六 議第四十三号 五條市衛生センター条例等の一部改正について
- 第七 議第四十四号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第八 議第四十五号 五條市営住宅条例の一部改正について
- 第九 議第四十六号 路線バス専用道五條西吉野線設置条例の廃止について
- 第十 議第四十七号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第十一 議第四十八号 平成二十六年五條市一般会計補正予算（第二号）議定について
- 第十二 議第四十九号 平成二十六年五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第十三 認第 一号 平成二十五年五條市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第 二号 平成二十五年五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 三号 平成二十五年五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 四号 平成二十五年五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 五号 平成二十五年五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 六号 平成二十五年五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 七号 平成二十五年五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 八号 平成二十五年五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 九号 平成二十五年五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 十号 平成二十五年五條市水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員(十二名)

説明のための出席者

市長
副市長
教育長

	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
堀 檉 太	大	益	吉	山	福	岩	窪	吉	宗	牧	平	養
内 内 田	谷	田	田	口	塚	本		田	部	野	岡	田
伸 成 好	龍	吉	雅	耕		佳		康	雅	清	全	
起 吉 紀	雄	博	範	司	実	孝	秀	正	寛	一	司	康

事務局職員出席者

速記者	事務局主任	事務局次長補佐	事務局次長	事務局長	土地開発公社事務局長	企画政策課長	秘書課長	会計管理者	水道局長	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	すこやか市民部長	危機管理監	市長公室長	理事(総務部長)	代表監査委員
柳	片	久	松	乾	上	水	竹	西	河	田	大	近	中	辻	河	櫻	福	青	川
ヶ					田	本	本	尾	田	中	谷	井	永		村	井	塚	山	元
瀬	山	保	本		幸	俊	勝	佳	博	稔		稔		信	康	敬	勝	智	憲
五	仁	雅	武																
美	美	彦	士	旬	則	明	治	子	幸	泰	悟	巳	充	彦	友	三	彦	博	釋

午前十時零分再開

○議長（益田吉博）ただいまから去る五日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。
これより日程に入ります。

○議長（益田吉博）日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いします。

初めに、三番、牧野雅一議員の質問を許します。三番牧野雅一議員。

〔三番 牧野雅一質問席へ〕

○三番（牧野雅一）ただいま議長の方から発言の許可をいただきましたので、三番牧野雅一の一般質問を始めさせていただきます。

始めさせていただく前に議長に一つお断りを申し上げます。通告順位ですが、時間配分の加減上その都度申し上げますので、若干の順番の変更はお許しいただきたいと思えます。

まず、一番目、大塔地域の復興について。

改めまして、大塔地域の復興に関する質問をさせていただく前に、平成二十三年九月の記録的な豪雨となった台風十二号によって被災され

た皆様に改めてお見舞い申し上げますとともに、尊い生命を失われた七名の方々の御冥福と、いまだ安否確認ができていない四名の方々の一日も早い発見をお祈りいたします。

そして市政報告にもありました、去る八月三十一日に実施されました不明者の一斉捜索に御協力いただいた地域住民・警察・消防その他関係機関の皆様は大塔町の早期の復旧・復興を切に願う一人として、この場をお借りして心から謝意を述べる次第でございます。

さて、十二月、三月、六月議会でもお尋ねしました復旧・復興について。

まず、復旧についてその後の進捗状況の報告と現在の復旧の遅れについて、その理由と今後の進捗予定について報告並びに説明を願います。

○議長（益田吉博）田中大塔支所長。

○大塔支所長（田中稔泰）三番牧野議員の御質問、大塔町の復旧の遅れ・今後の進捗状況についてお答え申し上げます。

平成二十三年九月、大塔地区が甚大な被害を受けた紀伊半島大水害から丸三年が経過いたしました。国土交通省始め林野庁、奈良県及び五条市が一丸となって取り組んでいます復旧事業につきまして、現状と今後の予定を申し上げます。

まず、赤谷地区の土砂ダム緊急対策事業であります。台風十一号により地滑り箇所からの再崩落により約二十万立米の土砂が流失し、完成しております二号えん堤の一部が破損したものの、その効果により大災害が免れたところです。

今後につきましては、閉塞部の拡大侵食防止、下流水路の仮復旧、工事用道路の復旧を早急に実施し、たん水池の埋め戻し、既存えん堤の補修を行い、下流えん堤の新設工事に着手する見込みであります。

次に、宇井地区では台風十一号により猿谷ダムから最大一、〇〇〇トンを超える放流となりましたが、大きな影響もなく工事の進捗には影響はないと聞いております。

次に、堂平地区地滑り対策事業及び道路災害復旧工事につきましては、林野庁の三期工事の施工業者が決定し、平成二十七年三月のしゅん工を予定しております。

市道川西線の工事につきましては、アンカー工事の施工中で九月末を目途に工事を進めているところであります。

なお、引土・飛養曾地区及び赤谷地区の避難勧告につきましては、七月一日午前七時に解除となっております。

次に、辻堂地区におきましては、県におきまして鍛冶屋谷、柳谷の砂防工事及び国道一六八号復旧工事を行っていただいております。

鍛冶屋谷につきましては、平成二十六年度にえん堤が完成し、引き続き山腹の工事を進めていただいております。

また、国道一六八号橋りょう災害復旧工事は八月末に完成いただきました。

鍛冶屋谷の最下流に位置します市道辻堂線及び橋りょうの災害復旧につきましては、七月末に工事が完了しております。

一方、柳谷の県によります事業につきましては、本堤工の床堀が八月二十五日に完了し、二十七年一月末の本堤完成に向け工事が進められているところであります。

次に、惣谷地区のクマミ谷地滑り対策工事におきましては、県による事業で、横ボーリング、集水井の施工中であり、平成二十八年三月末完成と聞いております。

なお、復興住宅建設事業は、天辻地区四戸につきましては六月一日、宇井地区二戸につきましては八月一日をもって入居の方々に引渡しを行いました。

五條市といたしましても、今後も関係各機関とともに、住民の皆様が安心して生活できるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 復興はスムーズというか粛々と進めていただいていると確認できますが、多少の遅延は最小限でとどまる工夫を凝らし、粛々と進めていただくことを切にお願いいたします。

そして過日、某新聞社の紀伊半島豪雨での被害地域に対する「砂防事業の継続の必要性強調」という記事の中で、市長は「ほかにも危険な場所があり、災害予防という意味でも継続は必要と強調」と掲載されていきました。早期の復旧を願う者としては誠に心強い限りであります。

そこでお尋ねします。ほかの危惧されている場所とは具体的にどこであるか、また今後、その対策はどのように考えていただいているか。簡略で結構ですので、お答えいただけますか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番牧野議員の質問にお答え申し上げます。

今私たちが砂防事務所、紀伊山地砂防事務所が平成二十四年度に災害のためにということで、五年という制約の中で立ち上げていただきま

した。五年という制約の下でやっていますので、これはもう市民にも言っていたとおり期成同盟会、奈良県は吉野郡と五條市を始め、和歌山県は四件、そして三重県一件ということで、特に災害があった地域と連携を取りながら砂防事務所存続、それと那智勝浦町も大変な被害に遭ったということで、あこに国が砂防センターをつくるということ、この二つをセットにした形の中で存続を求めるということで立ち上げたわけです。二十九年にそれを再度延長していただくという、そういう状況の中で形が進めております。これから国また和歌山県・三重県・奈良県と連携をとりながら、要望活動をしていくということになっています。

その中で、特に予防ということに特に力を入れて、現在土砂ダム、深層崩壊した部分を工事はしていただいています。明治二十二年の大水害があったときとほぼ同じ地域で災害が起こっていることになりすけれども、そういう状況を踏まえたときに、それ以外にもまだ危険な場所はたくさんあるということで、県も今そういう災害に対してのマップを、危険な箇所ということで調査をしていただいております。

そういう状況を踏まえて、今後はその国の関係と県とそして市町村と連携をして危険な場所、今工事をやっているところ以外に、また予防をするということも大変大事であろうかなと、そういう形の観点から予防も含めて今後進めていきたい、そういうことで新聞にもまたそういうような形で報道が載ったとそういうふうにも思っております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 正直申し上げて、大塔方面に行けばいろんな箇所が危険な場所が数が数えられないくらいあるというふうに我々も認識しておりますので、今の事業を継続していただくようにして、少しでも安全な街道を維持できるような形で働き掛けをしていただけたら有り難いと思えます。

さて、次に復興の問題であります。以前十二月議会でも申し上げたとおり、形あるものの復旧は目に見えて進捗するものであります。復興はハード面にとどまらず、ソフト面も重要であり、過去の経緯から現在の状況を鑑み、そこから未来を展望する力が問われてまいります。

先ほどお話しさせていただいた新聞の記事の市長の言葉の中で、「道路の整備など目に見えるものだけでなく、心を元通りにすることが大切と強調。住民が集まることで、働く意欲や楽しみが生まれる地域の拠点をつくりたいとした。」とも書かれておりました。まさにハード面にとどまらず、ソフト面も重要であると十分御理解されたお考えであると認識し喜んでおる次第であります。

そこでお尋ねします。今お話したソフト面も含めた復興計画の推移と進捗について答弁願います。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 三番牧野議員の質問にお答え申し上げます。

復興の現状・今後につきましては、五條市大塔町災害復旧・復興計画アクションプランに基づきましてそれぞれの事業で復興を推進しているところでございます。

また、庁内におきましてプロジェクトチームを立ち上げまして、宇井地区・辻堂地区の公共施設の在り方を中心に検討を進めているところでございます。その中で、紀伊半島大水害から三年を経過し、仮設住宅から自宅に戻られた高齢者の方を中心にした方々が地域の交流拠点として大塔の小・中学校ですとか、大塔の保育所などを活用することや、特に一人住まいの高齢者の方が日中に通って来て趣味や創作活動や加工品の生産ができる集いの場を公共施設の中に設けるということなどを検討しております。

また、宿泊可能な施設としても活用することも考え、生きがいやコミュニティビジネスの活性化が図れないのかなというふうなことも検討しております。

今後地域の方々の声を聞きながら、復興に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

また、御自宅に戻られたとしても、三年近くの時間を経過しております。今までは仮設住宅で周囲に皆さんの声が聞こえるような状況でおられた方が戻られますと、地域に点在をしているため寂しくなる孤独感を感じるというようなことも十分考えられますので、そのようなことがないように地域での声掛けですとか、見回りですとか、いわゆる心のケアを十分にやっていかなければならないと、議員おっしゃったように目に見えるものだけではなしに、気持ちを元通りにしていくということも非常に大切であるというふうに我々も考えております。

おおとう元気会議といしまして、その会議によりまして、高齢者の支援などをもう既に取組を行っておりますけれども、地域の方々の要望も踏まえながら働く意欲ですとか、楽しみが生れるような地域づくりを進めたい、そのように感じているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 去る八月二十六日、五條市大塔町災害復旧・復興計画進捗状況報告委員会が開催され、その中で地域の代表者の方から、荒廃した畑や鳥獣災害の柵の損壊等の対策についての要望があったと聞いております。その要望に対して「ボランティアの方などにより対応で

きないか考えている。」と市長さんは答弁されておりますが、具体的にどのような手段で、そういうおうちに対して対応してあげてもらえるとお考えなのか、お答えください。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番牧野議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほど公室長の方からる説明をしていただきました。

一つは本当に心のケアということで、大変重要視をしております。その中で特に被災者の皆さんが戻っても元通りの生活はできません。というのは、三年間で大変畑は荒れているということで、毎日日々畑で草を刈ったり、毎日の仕事で畑というのは形を整えていく、それが三年間で荒れている、もう根も入っている、またツルが出ている、またイノシシや鹿が荒らしているということで、相当一人の力ではできないような状況でありますので、その会議の中でもそのお話がありましたけれども、元々最初の被災者が帰ったときにおいても、そういうボランティア的な形はできないかということも言ってきたわけでありました。今回においても大塔支所に支所長にどうかボランティアを募って畑を耕す、またそういう手伝いができるような体制を整えよということで、指示をさせていただきました。そして、皆さんがすぐ一人でも畑、また野菜を植えたり、そういうような態勢ができるようになるまで、耕すというのですか、全て畑が元通りの状況に戻るような態勢をつくるようにしていくような準備もこちらでやっていくという、そういう中でボランティア、一つはボランティアと言っても民間の方もいるし職員を募ってやるという、そういう状況の中で、指示をしたところであります。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） ということは、市長の指示の下、大塔支所が中心になってそういうおうちに対しては、ボランティア等を募って今言ったような畑の荒廃等々の問題に関しては解決してあげてもらえるという解釈でよろしいですね。

通告書の仮設住宅についての質問については、先ほど市長公室長の方の答弁の中にも私が聞きたいことも含まれておりましたので、割愛させていただきます。

また、記事の抜粋から、市長のお言葉の中で、「復興に向け、住民に働く意欲が生まれ、元気になるようにしたい。」と決意を語った、とあります。文字通りの強い意志を持って、取り組んでいただけることを信じ、お願いして、次の質問移らせていただきます。

通告の二番の五條市の将来設計について（県・国の公共施設の設置）、自衛隊駐屯地の誘致につきましては、周知の事実ですので割愛させていただきますが、ほかに奈良市にある奈良県防災航空隊事務所、これは防災ヘリの拠点です。宇陀市榛原にある奈良県消防学校、または女子受刑者収容施設等の誘致をされる計画があるということを耳にしたことがあるのですが、実際そのような計画等はあるのですか。それとその実現性ほどの程度のものなのか、市長、簡単に結構でするので、お答えいただけますか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番牧野議員の質問にお答え申し上げます。

県・国の公共施設の設置に関しては、現在、自衛隊の展開基盤を県の防災拠点と併設する考えの下で要望しているところがあります。

県が防災拠点に消防学校や奈良県防災航空隊を設置するのであれば、それを運営する職員やその家族の一部が五條市で生活することも考えられ、陸上自衛隊駐屯地の設置に相まって市の安全・安心に大きく貢献できるという、そういう状況になっております。

消防学校に関しては、今御存じのように榛原にあります。皆様御存じのように、今年四月から広域消防が発足しました。九十万ということで、日本全国二番目に面積の大きい広域消防ができました。そういう形の中で、県としても陸上自衛隊の駐屯地及び県の防災の拠点も併設するというようなお話をいただいています。これは防衛省に要望する中にもそれは入っております。この間からも二十七年度の概算要求で四百万が計上されたと聞いております。その中身は国と県とが合同の調査をすると、こういう形に相成っておりますけれども、その形の中で防衛省とまた県と一緒に調査をする、それは陸上自衛隊の駐屯地及び県の防災の拠点もやるということで、今進んでいるところであります。そして刑務所の話もありましたけれども、これは平成二十四年の六月十九日にこれも議会の議決を得ています。交通刑務所の誘致を求める決議ということで、この五條の市議会での決議にもなっています。そういうことも踏まえて特に国に要望に行くときに奥野信亮衆議院議員が法務副大臣ということで、奈良県選出ということで常時東京に上京したときには奥野先生のところに行きまして、五條市ではこういう決議をしているということで、お願いをしているところでもあります。その中の過程としてはまだまだ前向いた形ではございませんけれども、そういう要望活動は絶えずやっているということ、今も進めている、そういう状況であります。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今の段階ではいずれも要望段階という解釈でよろしいですか。確定でもないし、ただそういうふうなものが五條市に誘致、

設置できればよかろうというお考えということですか。

そして南和広域医療、俗に言う南和病院ですが、平成二十八年七月オープンに伴い、現県立五條病院は大規模改修を約十箇月かけて行い、地域医療センターとしてリニューアルオープンされる予定と聞いております。その改修期間の約十箇月余りの間、五條市民の医療についてはどのような対応をされるのか。また、将来的に地域医療センターとしての機能ある施設は継続的に維持されるのか。簡単に結構ですので、お答えいただけますか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番牧野議員の質問にお答え申し上げます。

南和病院におきましては、二十八年度七月に福神で拠点病院が開始されます。一年遅れて二十九年度に五條病院のところが新しく開設、その約一年間ですけれども、その旧館の分耐震補強ができておりませんので、それを全部つぶしてしまうということになりますので、患者さんやまた入院された方は大変騒音の問題とかいろんな問題が出るということと、どうしても仕方がないというような、そういう状況の中で一旦私もそれに対しては了解をしました。しかしながらその後副知事との話の中で、これは私の思いということでお話した部分があります。その内容としては、もし一年間休館した場合、五條の特に診察される方は福神へ行くよりも橋本市民病院に行く方が多いのではないかなど、そうなるど運営というのは大変、もともと経営には大変苦しいという、県が五〇パーセント、その中で吉野郡の中でも五條市は二九パーセント、人口割で計算しています。その割高というのは大変高くございますので、その面では安定的になるには、まず患者さんを確保しなければならぬということと、それが一年間休館することによって元通りの形に戻ってくれるかなど、私は不安がございます、総合的な判断をしていただきたい。こういうお話をさせていただいた経緯があります。ちょうどこの間二日の日に副知事が私のところにその内容の結果をお話に来ていただきました。その中においては、県としては大変そのこともよく精査しながら大変状況というのを特に検討した、その中においては、どうしても診察ができるような体制を休まずに、どうかその方向で進めていきたいという、まだそれはきちつとした形ではございませんけれども、そういう方向で考えていくというようなお話もいただきました。これはまだはつきりとした答えではございません。これからまた担当課と詰めていくわけでありますけれども、できれば休館しなくても診察でも、それはほかのところに行かないように、五條で診察ができるような体制ができることを願いつつ、これからも県にお願いしながら、また県と調整しながら進めていきたい、それが今の現状であります。以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 約十箇月・一年の間空白期間が、その期間に対する対応策としては、現状では未知数と、方向性はそういう要望をいただいているということ、ただどうなるか分からない。市長が今おっしゃるように、今の場所で診察だけでもしていただける体制をとっていただけるのが一番望ましいと思うのですけれども、もちろん経営的な部分もあるか分かりませんが、実際診察を受けるのは市民の方が大半だと思うのでね。そういう方々、また特に病院で診察を受ける方の大半は結構年配の方が多いと思うのです。その方が例えば橋本市民病院に行くとか、また南和病院行くとかいうたら、交通手段も交通弱者、そういう年代の方は入っていると思いますので、もし五條病院で診療・診察が続けられないような状況になるのであれば、その病院への通院手段も、市として何がしかの対応策をとっていただけたら有り難いなと思いますので、その辺もくんでよろしく願います。……もう結構です。

次、時間配分の加減もありますので、議長、申し訳ないですが、通告の九番の賃借料の算出方法について質問させていただきたいと思いません。

市当局としましては、様々な地権者の皆様にとって大切な財産をお借りして行っている事業・施設があると思われませんが、その賃借料についての算出基準と現在お借りしている、すなわち賃貸借契約を結ばれている件数をお答え願います。

また、その逆、市がお貸ししている物件についてもお答え願いますでしょうか。

○議長（益田吉博） 青山理事。

○理事（青山智博） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市における土地の賃貸借料の算出方法につきましては、本市が相手方に土地を貸す場合につきましては、五條市行政財産使用料条例に基づき、土地につきましては前年度の相続税課税標準額の百分の三、建物につきましては同じく百分の十二と定められておりまして、この基準を使用しまして使用料の額を算定しているところでございます。

一方、土地を借りる場合につきましては、統一的な基準は設定されていないことから、五條市行政財産使用料条例に準拠する形で賃借料を算定したり、またその時々地価動勢等を参考の上算定し、契約締結の賃借料をお支払しているところでございます。

土地を借りております件数につきましては精査中でございますが、十七課で七十一件となっておりましては七十四件、山林につきましては六十八件となっている部分になりますが、土地を貸している件数につきましては、住宅敷地等につきましては七十四件、山林につきましては六十八件とな

っているところではありますが、この件数の中には電線、電柱等の貸付件数は含んでおりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の答弁を聞かせていただきましたが、土地をお貸しする方は基準があつて、借りる方はないという答弁だと思うのですが、正直申し上げてこんな不可解なことは直ちに改善すべきで、きちつとした算出基準を設けるべきと考えますが、いかがですか。市長、答弁お願いします。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 牧野議員の質問にお答え申し上げます。

そのとおりだと思っております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今市長の口からそのとおりだというお答えをいただいたのですけれども、もしできるのであればいつ頃からどういふふうを実施されていく計画、もちろん土地の賃借契約などで長期の契約をされている部分もあると思います。そういうのも含めて、私は直ちに改善すべきだと思うのですけれども、すぐにままならないこともあると思いますので、その辺のところを答弁願えますか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 牧野議員の質問にお答え申し上げます。

直ちにすべきだという認識の下から、長期契約とかいろんな問題が生ずる部分があります。大変これは弁護士とも相談しなくてはならない部分もありますので、今できる部分は全てやっていこうと、ただ賃借料に関しても、まずは買取りということも考えております。ずっと継続というよりも、長い目で見たときに買取りする分もいいという部分もありますので、買取りも踏まえてその辺の皆さんとの交渉も今後進めていきたい。ただ、今言ったようにすぐできる部分と今言うた長期的な契約がございます。その辺は、その時期ということもありますので、それは逆に言えば買取りということも踏まえながら今後進めて、ある程度公平さを保っていききたい。そういうふうを考えています。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今おっしゃっていただいた地権者の方々の公平さを保っていただけのように、借地料が高い、買取料が高い、安い、基準がなければどれが高くどれが安いかわからないと思うので、その基準を設けていただくのが、早急にして、実際改善するのは契約上後であっても、基準を設けるのは早急にしていただけたらと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

通告書では三番の予定であった観光事業を生かしたまちづくりについて、御質問させていただきます。

まず、現在市が取り組んでおられる観光行政とその展望について、簡単に結構です、お聞かせ願えますか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市における観光につきまして、直近では、九月二十七日土曜日に五條市保健福祉センター北側の辯天宗国道西駐車場で五條市青空市場を開催いたします。このとき、近鉄系列の旅行会社クラブツーリズムが、京阪神からバス約二十台で一千人規模のお客様を集客してくれるのですが、「幻の五新鉄道をウォーキングする」と銘打って城戸から野原西までウォーキングし、その後五條新町も散策する方もいるというふうに聞いております。この方々が、また個人的に五條市に来てくれるリーダーになっていただけるように十分なお持てなしをしていきたいと考えているところです。

また、十月五日、日曜日に開催されるなんゆう祭は来場者二万人を予定しておりますが、これにつきましても、大川橋北詰河川敷を会場として南部東部の活性化と銘打って県下十九市町村の団体が集まり五條新町ウォークや藤岡家住宅見学の催しなどを行います。

大勢の観光客の方に五條新町や大塔星のくになどの観光スポットに来ていただけるように、観光アピールに十分に組み込んでいきたいと考えています。

なお、交通の不便さが問題であった本市の新たな幹線となる京奈和自動車道は、本年三月に紀北かつらぎインターチェンジから紀の川インターチェンジ間が開通し、平成二十七年には和歌山ジャンクションで阪和道とつながる予定であります。また平成二十八年度に五條北インターチェンジから御所インターチェンジ間の供用開始が決定いたしましたので、市外・県外からの観光客が本市に来ていただけるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今、お聞かせいただいたように、京奈和道路の工事の進捗につれ、他所から五條市へのアクセスはどんどん良くなっています。この環境の変化を観光産業の発展、またそれをまちづくりにつなげて行くべきであると考えますが、観光を産業と位置付け、まちづくりにつなげて行くという取組や構想などあれば、お教え願いますでしょうか。

○議長（益田吉博） 中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

都市整備の面におきましては、活力ある住み良いまちづくりに向け、まちづくりの拠点を五條新町に置き、観光事業を生かしたまちづくりを推進しております。

京奈和自動車道が全線開通すれば、交通量が増え観光客も増えると予想されますが、五條市を通過点にしないよう、五條インターチェンジ周辺の整備と新町までの道路や駐車場の整備が急務と考えております。

また、新町を中心とした五條市内を徒歩で周遊できる観光ルートの整備も必要となっております。新町を並行して走る国道二四号の歩道整備も三工区まではほぼ完了しております。

その中で、新町一丁目交差点につきましては、学童の通学の安全を第一に考えた歩道橋の復元はできましたが、バリアフリー化がされておらず、また元の交差点では乱横断者が後を絶たず、いつ事故が起こってもおかしくない状態となっております。

市におきましても、市民や観光客などの利便性やお持てなしのためにも安全で安心して横断できるように、横断歩道と信号機の設置について五條警察署に要望したところ、地元自治会と五條市から要望書を提出するように指導を受け、前向きに考えていただいております。

地元自治会も要望に向けた調整をいただいております。また五條新町まちなみ保存会や天誅組保存会からも横断歩道の設置に関する要望書が提出されております。これらことから、横断歩道と信号機の設置を強く要望してまいる所存でございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今答弁の中で、新町を中心に観光の拠点を構築していただけるということですが、五條市は広いので、インター周辺、五條市の玄関口として整備されるのは良いことであります。やはり他所からのお客様をお迎えし、お持てなすとなれば、玄関で持てなすのではなく、町中の方に降りてきていただいて、今おっしゃっていたいただいた新町地区を観光地の拠点とする、また厚かましい話ですけれども、それ以上に我がまち五條市は私たちが子供の頃から「緑と水のまち」と言われ、育ってまいりました。その自慢である吉野川を活用したまちづくり、歴史と文化を調和させ、五條新町通り、今おっしゃっていた分ですね。今月から野原地区で辯天宗さんが整備された大規模な駐車場を活用させていただき、開催される青空市場など、また更に南下し、今復旧が急がれている大塔町に他所からの観光客を導くことにより復興にもつながるのではないのでしょうか。ちょっとした工夫を凝らすことにより、まだまだこの町に眠る観光資源はほかにたくさんあると思われれます。

そこで、話は戻るのですけれども、先ほどおっしゃっていたいただいた新町地区の観光拠点にするという中で、あの周辺の駐車場の整備について、五條市一丁目の戎神社横の栗山邸前の空地でございます。地権者様方には副市長自ら赴かれたと聞いておりますが、今後、市営の駐車場として活用させていただける見込みはありますか。

○議長（益田吉博） 樫内副市長。

○副市長（樫内成吉） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

まず、五條一丁目のところのドレスメーカーがあつたところの跡地につきまして、地元周辺の人からのお話もありましたので、あそこは企業が所有者でありましたので、今後将来的にどのような使い道があるのかどうかというところまでのところを聞かせていただきました。それは私自らが行ったのではなくて、担当の課の課長が行っていたというところなんです。今後その活用につきましては、それぞれの所有者の関係もありますし、その周辺のいろいろな自治会等のことも踏まえまして、こちらができることはさせていたただきたいと思えますけれども、まだまだどういふふうにするかということは何も決まっておらない。ただ情報を収集させていただいたというところでございます。

駐車場の整備というのはやはり多くの観光客が来ていただくためには今後とも必要であるし、今までもまちづくり推進協議会などで議論をさせていただいておるといふのは事実でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番(牧野雅一) さつき都市整備部長さんからのお話の中では強く新町を観光の拠点と捉まえていかれるという答弁であったのですが、今副市長の答弁だったら駐車場もどうなるか分からないという頼りない答弁のように聞こえたのですけれども、他所から来られるお客様に対して、持てなす気持ちを持って迎え入れないことには観光客なんか来てくれないと思いますよ。もうちょっと積極的に取り組んでいただけたらと思います。まして、地域の要望もあるというようなことも聞いております。あの場所については。

次に、新町の二四号線拡幅工事に伴い、協力し土地を提供していただきました、元の動物病院跡の残地についてでございます。こちらについては、市が観光地として推奨される五條新町通りに含まれる長屋門に隣接する場所であり、また、近隣の地区公民館の駐車場が手狭であるということも含め、拡幅工事に伴う買収交渉の中で、当時の市の担当者が地権者様にお話されたとき聞き及んでおります。当時から担当職員さん、国土交通省奈良国道事務所の担当職員さん、地権者様の間で意思の疎通があったのであれば、無事拡幅工事もしゅん工された今、地区公民館の利用者の利便性、他所から訪れる観光を目的としたお客様のためにも市の駐車場として整備されるのが望ましいのではないのでしょうか。市長、どうお考えですか。

○議長(益田吉博) 太田市長。

○市長(太田好紀) 三番牧野議員の質問にお答え申し上げます。

先ほど副市長の方からも説明がありました。総合的な判断をする中で大変重要な位置付けと考えております。今後それを踏まえて総合的にどうしていくかということも視野に入れながら、そして観光としてどういうような位置付けで観光客を引っ張る中において、どういうような自動車の整備、また駐車場を踏まえた形の中で進めていくかということ、トータル的な考え方でやっていきたい。そういうふうに思っています。

その中で、過去にも大きな駐車場を建設するという予定もあったと聞いています。観光バスが二、三十台置けるといって、そういう規模の駐車場をつくるというような予定もあったと聞いておりますけれども、まだそこまで至っていないというのが一つの現状であって、今どうするべきかということで、五条駅から車で来る方、そして電車で来る方、いろんな方がおられると思うのですけれども、まずは新町の約一キロを歩いてもらうというのも大変大事であろうかなと、あの地域だけでなく五條全体も歩いていただけるという一つの方向性から、まずは観光バスで来る方においては、まず野原側の部分から歩いてもらうとか、またドレスメーカーがあったあの部分で降りていただいて一キロ歩いていただいて、そして二見側で乗ってもらう、その後一旦降ろしてしまう、また今度乗せるときにおいては、その間の空白がございますので、

その辺は上野公園の駐車場とか違う所で一時的な駐車場をとっていただいて、今度乗るときにはまた戻ってもらうという一つの流れも大事であらうかなと、ただ小さい車に関しては、近くで歩きたい人もあれば障害者の方とか、近くにも当然必要なという思いがあります。それは総合的に今の現状を踏まえてどうすべきかというのを検証しながら一つ一つクリアしていきたいなという、今の現状を踏まえて今後どうするべきかということ検証しながら一つ一つクリアしていきたい。そういうふうは今考えております。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 市長、今私の質問、聞いていただけいましたか。

今の動物病院跡に関しては、拡幅工事の段階で市の職員さんも国土交通省の職員さんも地権者の方も含めてそういう意思の疎通があったということなんです。それに対して、そういう意思の疎通があったのであれば、早急に、まして場所は新町通りの観光地の拠点の一部である長屋門のすぐ目の前ですわ。あそこには地権者の方が無償提供していただいて、長屋門という大きな看板も立っていただいております。他所から来られた方があのような大きな看板があそこに立っておたらその横に車を停めるスペースがあつたら誰しも長屋門の駐車場やと思いますし、またそうあるべきであると思います。だから私は早急にその駐車場に関しては新町通り市宮駐車場という形のものを、対策をとっていただけたらいいのではないかと質問をさせていただいているのです。総合的なことはまたゆっくり考えてもらったら結構です。先にそういう経緯があるんやということを説明した上で質問させてもらっているのです、それに対して答弁願います。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番牧野議員の質問にお答え申し上げます。

過去の経緯に関しては、私もその辺は熟知しておりませんので、再度そういうことがあつたのかどうか、確認もします。確認したからといってそれでどうのこうのではないのですけれども、ただ、今の現状を踏まえて先ほども言うたように、そこは必要であるということになれば、また検討もしたいと思いますけれども、まずはその検証、そういうことがあつたのかどうか、まずは確認をしたいと思っております。ただ、今言うたように確認したからといって、そういうことが今後、そういうことの事実があれば、それは言ったからには責任も持たなくてはならないと思えます。ただそれがあるかないか別としてあの辺全体のことに関して駐車場は必要であるということの認識は当然あるうかと思えますので、そこらを踏まえて今後、先ほど言ったような形の中で考えていきたいとそういうふうに思っております。

（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 事実確認をしていたらいいと思います。私も地権者の方に直接お伺いしてまいりました。その中で、確約はしていませんと、ただ買収交渉の中で、残地で中途半端な買収が残るからかなわないのやというお話もされたときに、こういう使い方もありますよということでお話されて、買収交渉に応じていただいたという経緯があると聞いております。だから、私はそんなことをほのめかしておいて、ほったらかしはないのではないかなという思いで、今質問させていただいた次第です。

先般、映像フェスタ二〇一四で世界的映画監督の河瀬直美さんのトークの中でもありました「おかげさまで」という言葉が女優として活躍中の尾野真千子さんの口癖であると。これは人に感謝する気持ちの表れで、礼節を重んじる気持ちをお持ちであると、たくさんの人との出逢いに恵まれ現在の彼女の活躍があるのは、そういう思いを持っている女優さんであると、それがまさに一番今五條市にとって必要なことではないのかなと、だからそういうことを鑑みても、今の動物病院跡の地権者の方は、拡張工事、これは市の事業ではないですけれども、五條市のためになるような、国がやっていたいただいた事業であります。それに対して協力的な姿勢をとっていただいた地権者の方に、そういう経緯・経過があるのであれば、早急に五條市も対応すべきであるというふうに思います。

次、（二）の無電柱化の実施に向けたアンケートについて、去る三月議会でお尋ねしました新町通りの無電柱化の実施に向けたアンケートのその後について御報告願えますか。

○議長（益田吉博） 中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

無電柱化の実施に向けたアンケートについては、本年三月議会において御指摘のあったアンケートにつきましては、その後回収させていただいたところでございます。

また、再度のアンケートにつきましては、ブロック別に実施し、新町通りの景観の在り方など、まち全体に対する意向調査についての内容を五條新町地区町なみ保存会へ説明し、地元自治会の皆様へは内容を説明しながら、まず、新町通りの国道一六八号側から、十月より実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）誤解があつてはいけませんので先に申し上げます。

私自身は決して無電柱化を推奨しているのでもないです。また否定しているものでもないです。ただ昨年九月議会で議員からの質問に対する答弁は、責任を持って実行すべきであると、そのように考えております。

（三）観光ルートの安全性の確立につきましては、（二）のところでも中永部長の方から含んだ答弁をいただいていたので、それも割愛させていただきます。

では、次の質問に移らせていただきます。

六番目に予定していましたが今後の財政状況について、平成二十八年度以降…、という質問に移らせていただきます。

平成二十八年度以降、五條市の財政は厳しくなると年度当初の施政方針の中でありましたが、何が要因で現状と比較して、どれくらい厳しくなるのか答弁願います。

○議長（益田吉博） 青山理事。

○理事（青山智博） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十八年度以降の財政状況についてでございますが、今議員お述べのように大変厳しい状況が予測されているところでございます。

その要因でございますが、今後、扶助費を始めとする社会保障関係費への負担増が見込まれる中、合併市町村への財政支援措置の一つであります「合併算定替」が、平成二十八年度から五年間で段階的に縮減され、平成三十三年度からその措置が無くなるということが最も大きなものでございます。

五條市の場合、平成二十五年度の普通交付税の算定ベースで計算しますと、この措置による加算額約十一億六千万円が最終的に削減されるという厳しい見通しがございました。

これにつきましては、合併団体がその影響を大きく受けられないよう国において交付税制度の見直しが進められており、減少がある程度緩和される方針が示されてきております。

しかし、交付税が減少することには変わりなく、十分な対策を講じていく必要があると考えているところでございます。

今後も多く的大型事業が予定されておりますが、これらを含め事業の実施においては、国において現在検討されている地方創生に向けての新たな交付金や過疎債など、有利な財源の確保と活用に努め、市の負担を可能な限り圧縮することはもとより、徹底した事務事業等の見直し

による経費の削減・抑制、予算編成における枠配分方式の活用、公共施設の整理・統廃合など、行財政改革を着実に推進し、健全な財政運営を維持できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今の答弁の中で、コストの圧縮に努力されると、いろんな有利なお金を借りるというような話、いずれをとっても借金ですやん。その借金をして返済能力が今後五條市にあるのか、しかし借金をせざるを得ない、でも返せる範囲で借金をして。それでいろんな事業を行っていかないことにはどんどん借金を増やす事業ばかりしていたのでは、いずれ五條市はなくなります。そんなことをされては、市民はたまったもの違うと思うのです。

そこで一つの案ですけれど、過去にもこういうことをお話されていた方もおられると思うのですけれども、交付金とかそういうものだけを当てにするのではなくて、市独自で払わなければならない事業ばかりをつくるのではなくて、よそ様から五條市に対してお金を流入していただけのような事業も発想の一つとして今後必要になってくるのではないかと。またそういう事業も含めて市民の皆さんが何を必要としているか、こんな事業やったら有り難いなあ、こんなことをしてもらえるのやなあ、喜んでいただけるような事業であればいいですけども、なんで、首をかかげるような事業にはこれ以上もう借金をしてまで費やす必要はないのではないかと、そういうふうと考えております。またそれも一つの意見として市長、今後かじ取りをお願いいたします。

続きまして、通告書の四番で予定をしておりました（仮称）五條総合体育館建設事業について。

（一）業者選択（入札ほか）の反省について。

総合体育館建設事業の推移については、先般一般質問並びに全員協議会でもお伺いしておりますが、まだまだ検証は不十分であると考えております。その検証の部分に関しては時間の都合もあるので、場所を変えてまた質問、協議させていただくとしまして、当初の入札については、従来市の監理課が担当する土木・建設工事の入札は、応札者が二者未満はその入札は成立しない規定があると聞いております。ただ総合体育館建設の入札に限っては、応札者が二者未満であっても成立するというを入札指名審査委員会で決定されたと聞いておりますが、相違ないでしょうか。

○議長（益田吉博） 檜内副市長。

○副市長（樫内成吉）三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

牧野議員がおっしゃったとおりでございます。一者で入札オーケーということできさせていただきました。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博）牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）二者未満でも入札は成立と入札指名審査委員会で決定された経緯と理由を委員会の会議録を基に、なぜそうなったのか、なぜそういうことを指示したのか、会議録を基にして説明願えますか。この会議録については、以前の協議会でもそういう会議録があるんじゃないかと、確認はしてあるはずですよ。

○議長（益田吉博）その指名審査委員会での会議録とってないの。（「あるって言ってたで前に。」との声あり）おまはんなら何でも会議したら書いておらんやから、あるんやろ。あるの。樫内副市長。

○副市長（樫内成吉）三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

会議録につきまして、今ここに手持ちがありませんので、確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（益田吉博）暫時休憩いたします。

午前十一時零分休憩に入る

午前十一時十七分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりませんので、会議が成立いたします。

牧野雅一議員の質問に対する樫内副市長の答弁を求めます。樫内副市長。

○議長（益田吉博）樫内副市長。

○副市長（樫内成吉）三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

まず、中断をして申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。

質問の一人にしたというこの理由でございますけれども、「本来は参加者二者未満の入札は無効としておりましたけれども、本案件につきましては、参加資格を奈良県内の本店、支店、又は営業所まで拡大し、経営事項審査の総合評価値も任意に定めていることから、談合等は

防止でき、透明性も図れるものと考えます。また本案件は総合評価落札方式を採用するため、価格のみの落札でなく各企業の施工実績等及び技術提案に基づく施工計画を求めることから、品質についても十分確保できると、以上のことから本案件については入札参加者が二者未満の場合も入札は有効とする。」以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 今言ったような理由で二者未満は成立するというようなことを入札指名審査委員会が取り決めはったということですよ。その提案方式はほかにもあるん違うの。ありませんか。この案件だけと違いますやろ、そんな理由にならないのと違うん。今五條小学校のプールの改修工事、あれかって提案やろ、あれ二者未満やったら不成立ってなつとるで。理由になれへんわ、それ。

○議長（益田吉博） 樫内副市長。

○副市長（樫内成吉） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

入札につきましては、競争性・公平性が保たれるかということとをさせていたきたいということで、基本的に置いています。今回は参加資格者を奈良県内の本店・支店・営業所まで拡大しているということでありまして、経営審査事項につきましても、談合等も防止できるところでありますから、全員の一致を見て、今回一者でもオーケーというようにさせていただきました。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） だから全員の一致を見てというのだったら、会議録を見て説明してくれて、さつきからお願ひしてますやんかえ。なぜ一者になったかって、談合の防止をできるので一者にしたって、今まで五條市そんなことあれへんやん、過去遡ぼつても、建設工事に当たつてなんでそのときだけ一者にしたのかということ聞いていますよ。俺、監理課に何遍も行ったよ。俺……俺と言つたらアカンな。私も監理課に何遍も行かせていただきました。その中で自分も入札に関しては勉強不足なので、いろんな決まり事、規定がある、ないということをいろいろ教わりに行っています。その中で、今言うたなぜ二者未満が成立するのということをお尋ねもさせていただきました。その中で、その入札指名審査委員会での決定事項であるというお答えしかいただけなかった。だから今入札指名審査委員会の委員長である副市長にお尋ねしているわけです。過去にありましたか、そういうこと。なぜ今この事業にだけそういうのを取って付けたようにされたのか、お答えください。

○議長（益田吉博） 樫内副市長。

○副市長（樫内成吉） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

今回、一者だけにさせていただいたことにつきましては、そこには透明性も公平性も入札の競争の方もそこに原理が働くと、それだけ拡大しているということの中でさせていただいたということでございます。

それ以上、以下でもございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） これ以上押し問答しても時間の無駄なので……。十分そういう説明のつきにくいようなことは慎むべき違うのかなと、まして前例もなんにもないことですやんか。基本的に五條市の入札は二者未満では不成立という規定があるというふうに私は聞いておった。だから今お尋ねさせていただきました。

次、（二）早期着工の決議に対する考えについての質問に移らせていただきます。

去る六月定例議において、五條市総合体育館建設工の早期着工をインターハイ・フェンシング会場を我が五條市が提供するという理事者の強い強い思いを尊重し、議会が一つになって決議、可決となったわけですが、閉会後間もなくインターハイ・フェンシング会場の提供を断念され、県にその旨を申し入れたという経緯の中で、議会が一つになって決議したにもかかわらず、新聞報道の後、議長の要請により議会に報告がなされました。インターハイ・フェンシング会場の提供の断念を県に申し入れる前に議会にも相談・報告すべきではないでしょうか。理事者と議会と二輪車のごとく市政に取り組む姿勢にあらざと感じたのは議員の中でも私だけではないはず。このことに対してどのようにお考えか、市長答弁願います。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 三番牧野議員の質問にお答えしたいと思います。

確かにそういうことの中で議会に報告すべきだったと反省しております。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 市長、いつもおっしゃるように理事者と議会と二輪車のごとくと、市政に取り組むという姿勢、このバランスの崩れないよ

うな配慮は今後も怠ることなくやっていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、(三)建設事業の見直しについて。そもそもこの事業の始まりは、インターハイの会場を提供することにより県・国から補助金等をいただいで取り組むことにより市の負担は少なくて済むという観点からこのチャンスに乗るべきであると考え、始めた先日の議員全員協議会で市長から説明を受けました。インターハイの会場提供は断念、二十五年当初予算である十五億円はまだ手付かず、事故繰越しを認めていただける保証もない、さらに物価の高騰、建設業界を取り巻く環境の変化などの要因により、現在の二十億円の予算では建設は厳しい状況である、このままこの事業を進めることは、当初の計画からすれば市民の皆様想像を絶する御負担を掛けてしまうのではないかと心配する次第でございます。ただどうすればこの事業を、大きな負担を市民の皆様には掛けず、一度冷静になって見直しに差し掛かっているのではないのかと、そう感じているのは私だけではないと思いますが、市長、お考えをお聞かせください。

○議長(益田吉博) 太田市長。

○市長(太田好紀) 牧野議員の質問にお答えをしたいと思います。

この内容につきましては、担当からまたる細かいことは説明をしていただけたらと思いますけれども、現状のところ市民に負担を掛けるということとは、当初約二十億ということで、もともと十五億ですか、それも物価の高騰やいろんな形の消費税の問題とかということで、二十億、またこれから、これは内容的にこの間の一般質問の中でも三億から四億くらい上がるということも、この内容もまた担当課から説明をしていただきます。

その中で市民に対する負担ということでありませうけれども、それも理事の方からまた説明をしていただけたらよかろうと思うのですけれども、ただ私の聞いている範囲内では、その辺の支障は現在のところ回避できるということを聞いております。この事故繰越しに仕上がったとしても、その対応として今の現状でやれば、元のうちの負担にある程度の内容でいけるといふことの報告を受けています。これは、その内容というのは、理事等に聞いていただいたらよく分かると思うのですけれども、私としても、せっかくの事業であります。インターハイがでないというのは大変残念でありますし、今後一つの目的というのですか、元々始めるといふきつかけになったのは中央体育館が老朽化している、これをやり換えるには大変なお金が掛かるという、これは要するに修理に關しましては、市の負担、ほとんど満額でなければならぬ。国や県の補助金はもらえないということと新しく建てるという、その一つのこと、そして県が南部振興、スポーツ振興に役立ててほしいということで名乗りをあげた経緯があります。その結果によって県が過疎債の二分の一をみてあげようと、そういう形になって私た

ちの負担が相当小さくなった、その当時で二億六千万、耐震補強プラスアルファ、屋根を修理して大体二億五・六千万修理が掛かるということになっておりましたけれども、県のバックアップ、国の補助金をいただいてやれば大体一億六千万くらいで納まる、建て替えるよりもその方が安いと、今が一番チャンスだということで、進めたわけでありますけれども、今言うた現実的に昨年の二十五年度の補正予算で十五億いただきました。これは当然二十六年年度に使うので事故繰越しということで、先ほど牧野議員が言ったように事故繰越しになることは大変厳しい状況である、これは総務省の方にも最終的には財務省に、また国会議員の先生にもお願いをしています。でも、現在まだ九月でございますので、事故繰越しというのは来年の三月のことですので、年を明けてその状況によって再度お願いに行くことになっておりますけれども、今全国的にそういう状況が多いと、要するに全国的に不調に終わっているところが多いと、それは今うちの回答にもあつたように、技術者不足という、特に二〇二〇年オリンピックの開催があるということで、関東に相当な技術者が要するということが、それともう一つ東日本大震災で相当な技術者が行っているということで、その辺で物価の高騰もあるということも踏まえて大変厳しい状況であつて、全国的に特に東京でも国立競技場の解体工事が百億のものも不落になつたということで、そういう状況の中から事故繰越しも今現在想定の話で、内容を聞きますと事故繰越しもあるけれども、認めていただけるのではないかなということ、一部聞いておるところでございます。これは確定ではないですけれども、できる限り確定するように頑張っていきたい、ただもしその事故繰越しができないという状況になつたとしても、その後どうなるのかなということは、担当の方から説明をした方が私よりも分かりやすいと思うので、その辺で御了解していただきたいと思ひます。

(「三番」の声あり)

○議長(益田吉博) 牧野雅一議員。

○三番(牧野雅一) 先般全員協議会の中で、この事業に取り組んだきっかけをお尋ねさせてもらったと思ひます。それは今言うたようないるんないタイミング、今のこの機を逃したら今後二度と五條市に体育館を建てることないという、タイミングを見計らつて市長が飛びついたというお話を聞かせていただきました。タイミングを見て、ただ今二十五年度の予算で十五億みておつて、二十五年度中に一切入札も執行されてない、一年間何していたんですかと、過ぎたことを言つてもしょうがないので、ただそういうタイミングよく飛びついた、このタイミングで始まつた話であれば、今のこの環境下、建設業界の、東北の震災以降東京オリンピック決定しました。一斉に各種ゼネコンさんは東向きしました。だから金額も物価も上がつてきている。これ悪いタイミングに変わつてきているのですよ。だから悪いタイミングでもやっぱりそういう今言うたような老朽化した体育館を補修するよりかということ、取り組みということなんで我々も決議しました。ただこの間の

協議会でも何遍も言わせてもらっているように、今ある財源で建てられる体育館を建てるという工夫は必要ではないかなと、だから私は体育館の事業をなしにせよとは一言も言っていないのですよ。そういう意味で見直す時期と違うのですか。まして当初大前提にあったインターハイの会場提供は悲しいかな断念せざるを得なかった。でも先般からの副市長からのいろんな答弁の中で、六年後にもう一度インターハイが来ると、そのときまでにはと、そのときまで六年もあつたら十分見直す期間はあるのではないかと、まして今言う事故繰越しを認めていただく、認めていただけない、そういう部分が来年の三月三十一日までです。それに今から入札かけて、発注かけてやってもわずか三箇月ほどしか工事に携われないと思います。そこに前途金幾らかお支払をしたところで十五億のうちのなんぼ出来高、お支払できるか、どっちにしてもその事故繰越しが認められると保証があれば、進めたらいいと思うのですよ。ただ保証のない、保証がないということは財源がない発注しようとしているということでしょう。だから私は六年も先のインターハイを見据えるのであれば、その内容を、また財源の確保等も見直して体育館事業に取り組むべきではないかと、ましてその中で市民の人の負担、どれだけ掛かるか分からないというような、あやふやな状態で事業を進めるのはいかがなものかということで、見直しというのを使わせていただいている次第です。…財政状況に関しては先般、理事の方から負担なくできるかどうかということの確認させていただいております。今聞いたらまた市長の答弁とちぐはぐになって、また時間が掛かりますので、もうこの件はこれで一旦置いておいてまた全員協議会の方で質問等させていただきます。

続きまして、八番に予定してました、政治倫理条例に対する意識についての質問に入らせていただきます。

五條市政治倫理条例第二条に「市長等及び議員は、法令等を遵守し、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、自ら進んでその高潔性を実証するとともに常に市民全体の利益を擁護し、公共の利益を損なうようなことがあってはならない」とあります。今話させていただいていた総合体育館建設事業の遅延により平成二十七年全国高等学校総合体育大会「二〇一五君が創る近畿総体」すなわちインターハイのフェンシング競技会場を断念せざるを得なくなった事態は、目に見える利益を無くしたわけではないと思います。ただ五條市の信頼を県内はもちろん全国的に著しく損なつたと考えます。

そして次に、第三条（二）には「市民全体の代表者として品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為はしないこと」とあります。こちらにも、先般の一般質問に出ておりましたが、やまと広域環境衛生事務組合が執行された御所市クリーンセンター解体工事の入札に関し、一部マスコミ報道の中で「組合関係者が入札参加、当日辞退！生ぐさすぎる自称「公正」！疑惑・疑念や批判・噴出！」等々の記事が掲載されました。

先日の市長の答弁の中では不正はないと、それは信じつつ、しかしながら疑惑・疑念を持たれることに変わりなく、そのような行為は嚴重に慎むべきであると考え次第であります。

また、同じく第三条(三)に「市及び市が関係する団体が行う請負契約、委託契約、売買契約、賃貸借契約、物品購入契約及び地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定に関し、特定の者の推薦、紹介その他の有利又は不利な取り計らいをしないこと」とあります。

続いて、第三条(五)には「市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと」とあります。平成二十三年四月二十四日執行の五條市長選挙で一万二千三百九十二名の市民の皆様からの信任と期待をいただき約三年と数箇月が過ぎました。この間、今申し上げた事項に抵触するようなことはないと思いますが、もし心当たりがあれば、お話しただけですか。なければ、ないで結構でございます。

○議長(益田吉博) 太田市長。

○市長(太田好紀) 三番牧野議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

やまと広域にしましては、この間の質問にも答えたように何の問題もございませんし、ただ牧野議員が言ったように疑惑や疑念が持たれる、それは個人的な感情で言われる人はおられるかも知りませんが、私としては政治倫理条例もわかり、私には一切そういうことはございませんし、また今までの約三年半の中で、一切そういうこともございません。

以上です。(「三番」の声あり)

○議長(益田吉博) 牧野雅一議員。

○三番(牧野雅一) 第三条(三)、(五)に関して、もう一度読みましょうか。「市及び市が関係する団体が行う請負契約等々、特定の者の推薦、紹介その他の有利又は不利な計らいをしないこと」また(五)は「市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと」ここをこの三年半に、そういうことがなかったのかどうか、お伺いしています。

○議長(益田吉博) 太田市長。

○市長(太田好紀) 三番牧野議員の質問にお答えを申し上げます。

そういうことは一切ございません。

以上です。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員、後五分です。 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）であれば、今の市長の言葉をひとまず信頼をさせていただいて、この質問は終らせていただきます。
続きまして、五番で予定させていただいていました防災計画の見直しについて。

まず、消防団の皆様の市民の安全に対する活動を感謝申し上げます。

五條中央地区の消防団再編についてですが、長年にわたり五條市消防本部は本町地区に拠点を構えてまいりました。本部が本町地区に設置されるまでは消防団が編成されていたと聞いております。本部が今井地区に移転した今、中央地区の災害時における対応のため、…：中央地区というのは五條中央地区、先般避難勧告が出た周辺ですね。災害時における対応のため消防団の再編が必要と思われませんが、市当局の考えをお示しいただきたい、答弁願います。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 三番牧野議員の質問にお答えを申し上げます。

五條中央地区の消防団再編とのごさいます。今年三月に五條消防署が今井地区に移転したことにより、当地域住民の方々については不安を感じるということも思料しますが、消防団は、第一方面隊第一分団が五條中央地区を管轄しており、西川を境に東側、須恵・岡口地区、五條地区、そこは第一部が担当し、西側の本町地区、新町地区、二見地区については、第一分団の第二部が所管をして、その区域を管轄しております。

現在、本町・新町・須恵・岡口地区在住の消防団員はおられません。今後、消防団員数を確保するに当たり、当該地区在住の消防団員を増やす方向で進めてまいりたいと考えております。

消防団再編につきましては、その後の情勢を加味した上で、関係機関と調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今お話をさせていただいた地域に関しては、前にもお伺いしましたけれども、避難勧告の発令状況等は五條市さんは記録残っていないということでありました。無いものは追わえてもしょうがないので。ただ避難勧告が発令されている頻度は旧の五條市の中では多い

地域でございます。その地域に対して火災も含めて災害の対応をしていただける消防団がないというのは、やっぱり皆不安になると思うのです。だから是非とも早期にそういう方向での取組を行っていただけたら有り難いと思います。

次、避難勧告発令地域に対する取組について。八月九日の台風十一号接近時、大塔町全域・西吉野町も一部を除いたほぼ全地域・新町一、二丁目、本町二丁目、五條一丁目に対し、避難勧告を発令されたのは記憶に新しいところでございます。幸い大きな被害もなく結果としては良かったのかなと思う次第で、ただ気になったのは、五條市大塔町災害復旧・復興計画進捗状況報告委員会の報告書にもある「災害時要援護者支援計画策定事業」を今年度中に策定を目指すところとありますけれども、個人情報保護法などの弊害があるのはわかるのですが、五條市全域を対象に策定するのはかなり先になるのではないですか。少なくとも必要性の高い直近で避難勧告発令されたところからでも順次進めていくべきではないかと。一遍にしようと思ってもできませんやん。必要性の高いところからすべきではないかと私は思うのですけれども、お考えを聞かせていただけますか。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 三番牧野議員の質問にお答えいたします。

市の避難勧告の発令は、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階で、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況に発令いたします。

また、避難準備情報は、今議員が御指摘にありましたように、災害時の要援護者という形で高齢者や障害者等が避難行動を開始しなければならぬ段階で、避難勧告より早い段階で発令し、要配慮者への支援を配慮したものである。

昨年六月に災害対策基本法の改正に伴いまして、いわゆる避難行動要支援者となる方々の名簿の作成が義務付けられたもので、それに対して、市としては、検討委員会や庁内等部会を設置し、高齢者や障害者の支援を図るべく、その運用に向け協議等をしているところであります。

現在、見直し中の地域防災計画におきましても、「要配慮者の安全確保計画」あるいは「要配慮者への支援計画」という項目等で、要配慮者支援の体制整備に努める旨を規定しております。

御質問の避難勧告発令地域に対しての要配慮者支援についてですが、これにつきましては、自主防災会や民生委員等を含めた避難支援等関係者が支援する仕組みを福祉部局と連携して早期に実施できるようにに向けて努めてまいりたいとそういうふうと考えております。（「三番」

の声あり)

○議長(益田吉博) 牧野雅一議員。

○三番(牧野雅一) 全体的な計画策定事業は今年度中にされるということで、大塔町のさっきの説明委員会の方で会議録にも載っているのですよ。ほんまにできますか。五條市全体をやるう思ったら無理があるのではないかと、でもその中で避難勧告を発令される頻度の高いところ、大塔・西吉野、また水害については先般も発令された地域に関して、先にそういうところの対策を講ずるべきではないですかということをお願いしているわけです。是非そういう方向で検討していただきますように、市長、お願いして一言だけ聞かせていただけますか。それで終わらせていただきます。

○議長(益田吉博) 太田市長。

○市長(太田好紀) 牧野議員の質問にお答えします。

当然頻度の高いところと言われましたけれども、当然大塔地区は災害のときに特に危険な場所が多いということで、避難勧告が出る可能性が高いということで、確かに五條市全体でやろうと思えば大変厳しい状況、しかしながらできる限り、大塔は早くしなければなりませんけれども、全体的にできるだけ早くするような努力はしてまいります、そういうふうを考えています。

以上です。(「三番」の声あり)

○議長(益田吉博) 牧野雅一議員。

○三番(牧野雅一) その中でも順序は考えて取り組んでいただきたいと思えます。

もうぼちぼち時間も過ぎていっていると思いますので、最後一つ残りましたが、その質問はまた次回ということで、これで三番牧野の一般質問を終らせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(益田吉博) 以上で三番牧野雅一議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩に入る

午後一時二十九分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

十二番、大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告順に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、広島災害を教訓とした五條市防災対策の強化でございますが、御存じのように、広島災害では七十二人の方が死亡されまして、現在二名の方が行方不明になっております。亡くなられた方には心からお悔やみ申し上げますとともに、一刻も早く不明の方が見つかりますようにお願いいたします。

同時に被災されました全ての皆さん方に心からのお見舞いを申し上げまして、質問をさせていただきます。

（一）気象情報掌握の遅れというところでございますけれども、報道によりますと、八月十九日夕方六時から八月二十日午前四時までの十時間の雨量は百七十五ミリ降ったということでありまして。そして二十日午前一時ごろ広島地方気象台から一時間当たり七〇ミリの雨量がありますよということがファックスで送られてきていたわけでありまして、そのファックスを広島の方は見落としていたというふうに報道されております。その報道を読みますと、気象台は二十日午前一時十五分、避難勧告を出す指標の一つとなる土砂災害警戒情報を広島市と広島県に発表、同四十九分には大雨と落雷に関する広島県気象情報として県全域を対象にして非常に激しい雨を示す一時間当たり七〇ミリの予測を発表し、土砂災害への警戒を改めて促しました。しかし、広島市はこの雨量の予測を民間業者からファックス、受信していましたが、大量のファックスに紛れて見落としたということです。

五條市は、気象台始め各機関からの情報の伝達はどのようになってきているのか。中でも気象台の情報伝達はどのようになってきているのか、広島市のように民間の業者を介しての連絡になっているのか、明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（益田吉博）櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

広島市の土砂災害におきましてお亡くなりになりました方々や被災されました皆様に、心からお悔やみとお見舞い申し上げます。

議員の御指摘のとおり、八月に発生した広島市の土砂災害時におきまして、広島市の地方気象台が発表した雨量計、また今御指摘ありました民間からの情報、その民間からの情報のファックスを職員が見逃したということでございます。

五條市におきましては、災害時における情報の収集は市民の安心・安全を確保する第一歩でありますので、細心の注意を払っています。

気象台からの情報収集は情報が交錯する中、確実な連絡手段によってホットラインを確保しているところであります。また消防庁と直結する全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートも整備によりまして、気象庁からの気象情報を瞬時に把握できるといふような状況になっていきます。また、その体制と内容を検証する仕組みを整えております。

それと、民間からの情報につきましては、市として今は気象庁から直接、または奈良地方気象台からの詳細な情報を基に判断をしておるわけでございます。私個人としては、民間の情報も参考に収集しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）民間業者を介してのファックスということをやっておられないということでございますけれども、広島市の教訓を基に五條市の情報掌握の体制もより正確に強化をしていただきたいというように思います。

（二）避難勧告及び指示の遅れのところにいきます。

気象庁は、八月二十日午前一時十五分土砂災害情報を発表しているわけでありまして、広島市は、避難勧告指示の発表は八月二十日午前三時過ぎに土砂災害が発生しておりますけれども、避難勧告を出したのは四時二十分になっているわけですね。こういう情報掌握の乱れというところに関連して避難勧告も土砂災害が発生した後の一時間後になっているわけでありまして、これにはいろいろ困難があったと思いますけれども、一つ五條市もこの教訓をしっかり捉えてこのようなことがないようにしていきたいと思っております。

次（三）に進みます。過去にない豪雨というところでありますが、広島市では安佐南区におきましては、八月二十日午前三時から四時まで一時間で一〇一ミリの豪雨が降ったというふうな気象台が発表しています。一時間で一〇一ミリということは、十時間降り続いたら一、〇〇〇ミリを超すわけですね。大塔町の災害は大塔町で、約四日半で一、〇〇〇ミリですからね、十時間で一、〇〇〇ミリということは、何十倍

という豪雨であります。わずか大塔町の災害から三年くらいしかたっていないのに、日本の中では大塔町の豪雨の十数倍という豪雨が起きているということですね。この豪雨による災害が大塔町始め全国に起こっているわけですからね、この豪雨の原因をなくさなければならぬと、そうでなければ犠牲になられて命をなくした方、また不明になっている方、災害に遭われた方に対して責任を果たさなければならぬわけですね。そのためにはいろいろやらなければならぬことがありますけれども、豪雨原因を突き詰めて、政府を先頭に日本の全自治体が本腰を入れて取り組まなければならないのではないかと思います。

そのための大変参考になる資料がありますので明らかにしておきますと、八月二十日ぐらいに新聞報道されましたけれども、ドイツの民間研究機関、国際経済フォーラム再生可能エネルギー本部が発表したのですけれども、「化石燃料の燃焼による二〇一三年の世界の二酸化炭素の排出量は、前年の三百四十四億トンを上回って過去最高の三百五十一億トンに達した。」というふうに発表しております。その中で排出量の一位は中国です。九十五億トンが中国、去年に比べますと四億トン中国も増えています。第二位はアメリカでございまして五十九億トン、昨年は五十八億トンですから一億トン増えていますね。これにインドの十九億トン、ロシア十七億トンが続いて、日本がこの世界の中で小さい国ですけれども、五位の十億トンの二酸化炭素を排出しています。この十億トンは平成二年京都の議定書で決められた、一九九〇年に比べて減らそうという目標を決めましたけれども、その一九九〇年に比べたら、日本は二億一千八百万トン増えているわけですね。六位はドイツの八億四千万トンと、このように中国・アメリカも増やしていますけれども、日本の増やし方は、一番増えておるわけですね。この点に目配りを強めて、日本全国の自治体、その中でも大きな災害を経験した自治体はこぞって日本の政府に二酸化炭素の排出を減らす姿勢に立ち直るように、強く立ち直るまで意見を挙げていく、このことが大事ではないかなと思います。

もちろん、五條市独自の二酸化炭素の排出量を減らすという努力もしておりますけれども、更に減らす努力が求められることは言うまでもありません。この点、答弁を求めたいと思います。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、ドイツの民間研究機関である国際経済フォーラム再生可能エネルギーにおいて、二〇一三年の世界の二酸化炭素の排出量は過去最悪ということで、今お話がありましたように三百五十一億トンに達したとの発表がされました。

災害の主要原因と言われる地球温暖化の防止対策の問題は非常に難しく、地球規模で取り組んでいく必要がある問題であります。

御承知のとおり、昨年、日本政府において排出量削減目標が定められましたが、従前の京都議定書の目標から後退する内容となっております。

こうしたことから、本市といたしましても、今年も七月に奈良県市長会を通じて、政府に対して地球温暖化対策の重要性を訴えたところがございます。広島市の土砂災害に起因する異常気象も関連すると思料します。今後におきましても、引き続き関係機関に要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）日本の政府の姿勢が改められるまで五條市が先頭に立って、日本の中で災害に遭われた自治体とともに意見を挙げていくということを強く要望しておきます。

次、崩壊しやすい地層への住宅建設ということですが、広島市で大きな災害に遭われました広島市安佐南区の地層は、水を含みますと強度が低下する真砂土であったと言われています。真砂土というのは火口岩が風化してできた土であると言われております。

この広島は、平成十一年以前にも大きな災害がありまして三十二人死亡しております。その広島は災害をきっかけに政府は土砂災害防止法を制定しました。その法律は警戒区域と特別警戒区域をちゃんと指定しなさいということを義務付けているわけですが、あの大きな広島は大きな災害のあった安佐地区の八木、緑井は未指定になっていたわけですね。これも大きな教訓だと思えますけれども、五條市と奈良県は土砂災害防止法に基づいて、ちゃんと警戒区域と特別警戒区域の指定をされているかどうか、答弁を求めたいと思います。

○議長（益田吉博）櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三）十二番大谷議員の御質問にお答えをいたします。

土砂災害警戒区域の指定でございます。これにつきましては、土砂災害防止法に基づきまして、土砂災害区域と土砂災害特別警戒区域の指定をしております。これは奈良県が行っております。

現在、土砂災害警戒区域は五條市では八百九箇所、そして土砂災害特別区域は六箇所を指定されております。これは全てではございませんので、今後も引き続き急傾斜と危険な地域について指定が進んでいくという中で、まず県の方はイエロー区域というのですが、土砂災害警戒区域の方を先に指定を終え、その後にレッド区域として土砂災害特別区域を指定するというふうなことで進んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）指定されているということでございますので、避難勧告・避難指示の判断する上においては雨量が基本ですけれども、同時に指定された地層も判断の重要な要因ということでされることが災害をなくすために大変重要ではないかなというふうに申し上げておきます。

次、いきます。

多数の避難者を受け入れる安全な避難所の確保ということでございますけれども、広島災害では一時数百世帯、数千人が避難を余儀なくされました、現在でもまだ解除されていない地区の皆さん方が学校等に避難をされております。京都の福知山市を見てみますと、数千世帯、数万人が避難勧告・避難指示の対象になっていたときもありましたね。だから今の広島避難状況を見れば、やはり安全な避難所を長期に使えるという避難所も確保しなければならないというふうになってくるのではないかと思います。そういう点で言いますと、今五條市内のほとんどの公共施設、特に小学校・中学校・高校の施設は避難所に指定されていると思いますけれども、子供さんの減少、生徒数の減少から空き部屋もありますけれども、簡単に壊すというのではなしに、こういった大災害を予測すれば避難所にも必要なときがあるわけですから、大切に空き教室は維持していく、そして日頃は周辺の自治会の皆さんにも有効に活用していただくという、これが大事ではないかと思っております。でも、その点いかがですか。

○議長（益田吉博）櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

大規模災害が発生した場合に、家屋の倒壊により多くの方々避難生活を余儀なくされます。命の安全を確保するためには、避難者を安全な空間にいち早く収容、避難していただくことが必要であります。有事の避難に備え、被災者及び一時避難者に対する救援・救護等の実施や安全確保については、収容後の生活確保を円滑に行えることと踏まえて事前に措置しておくことは極めて重要であります。

昨年改正されました災害対策基本法を受けて、現在全ての避難所等の見直しを行っている最中であり、避難生活を送るための避難所を防災設備、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設を指定避難所として運用する計画であります。

見直し中の地域防災計画、その指定避難所につきましては、学校や公民館など市内の五十三箇所を予定しているところでございます。そういうことで、全体として避難所の収容できる許容量というのを確保しております。

また今、広島市の災害を教訓といたしまして、今後、更に民間の賃貸住宅等を含む民間施設の利用や隣接市町村間の受入態勢等、各種協定の締結するなど十分検討し、指定避難所の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）それでは次、この夏の台風十一号に伴う五條市と周辺の雨量、そして五條市内の雨量計の数、これはもう国交省・気象台・県、全ての雨量観測所の数を明らかにしていただきたいと思えます。

そして、台風十一号に関連した避難勧告指示の状況と避難所の提供について、先ほどの議員の質問にもありましたので、関連しますけれども、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（益田吉博）櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三）十二番大谷議員の御質問にお答えをいたします。

台風十一号における五條市周辺の総雨量についてでございます。

奈良地方気象台のデータによりますと、五條市内における八月八日の二十時の降り始めから八月十日の十四時までの間の総雨量につきましては、岡町一八五ミリ、五條が一五二ミリ、西吉野が二四七ミリ、西野が二七六ミリ、天辻が三二〇ミリ、宇井が三八二ミリでございます。

また、周辺の総雨量につきましては、八月八日十五時から八月十一日五時までの総雨量といたしまして、紀の川水系で下北山村下北山で四五六・五ミリ、上北山村上北山で五四八ミリ、熊野川水系天川村天川で四三〇・五ミリ、十津川村風屋で四七五ミリの総雨量が観測したところでございます。

総雨量計については全部で六箇所でございます。避難所については先ほど申し上げました五十三箇所を今後は予定しております。今現在は百十一箇所ございますが、これにつきましては、合併以前の土砂災害区域とかもかなり含んでいますので、そこを見直したということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）雨量についても一度質問しておきますけども、今五條市内の雨量と五條市周辺の雨量を言うてくれましたね。この雨量は降っているそのときに全ての箇所の雨量を一度に五條市の災害対策本部にちゃんと入るようになってくるのか、逆に言えば掌握できるようになっているのか、それを正確に答弁してくれませんか。

○議長（益田吉博）櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三）十二番大谷議員の御質問にお答えをいたします。

掌握できるようになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）それでは、広島の教訓を更に五條市の災害防止に役立てていただくということをお願いしたいと思いますけれども、やはり広島災害の教訓の中でも大事なことはたくさんありますけれども、教訓を明らかに、私なりの表明をしておきたいと思っております。

御存じのように、気象情報を早くから掌握して、遅れない避難勧告・指示を行い、災害のあった後は多数の協力者をいただいて、救出・救援に頑張るということが大事でございます。しかし同時に、先ほども明らかにしましたように、これだけ大きな豪雨が五條にも日本全体にも世界全体にも襲ってきて、それが原因でこれだけ大勢の方が日本国内でも世界の中でも命を落としているわけですから、豪雨の原因をなくすという、当面はどの科学者も専門家も指摘するように温暖化をなくす、温暖化をなくすためには温室効果ガスの中でも一番比重の多い二酸化炭素をなくすということが重要になるわけですから、二酸化炭素をなくすことは大変大きな課題で、大変困難な課題ですけれども、やはり私たちの住んでいる日本においては日本の政府が姿勢を正してもらうまで政府に強い意見を突き上げていくと同時に、五條市としても頑張るということがますます重要になってきたのではないかとというのが、教訓ではないかと思っております。一つ頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

公共施設の耐震化の取組状況と市役所本庁舎の建設についてでございます。

御存じのように、東日本大震災は日本の地震学者や専門家の皆さんでも予測できなかった早い地震であり、規模も大きかったということ

あります。そして東日本大震災以後、発表される地震だけでも大体五日に一度くらい起こっているのではないですか。そして未発表の小さい地震も含めると、大体今、日本の国内一年間で一千回以上の地震が起こっているというんですね。したがって、我々は市民の皆さん方の命を守るために、皆さん方の個人の住宅の耐震化を促す啓発・啓もうもしながら、また補助制度をその都度良くしていくことも大事でありますけれども、五條市の行政が管理責任を持っている公共施設の耐震化も更に求められている状況ですけれども、公共施設の耐震化は数十年前から少しずつ進めてくれておりますので、一度この時点で、まず保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校の耐震工事の取組状況を明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（益田吉博）近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

学校施設は、幼児・児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場として、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義を持つことから、その安全性の確保は極めて重要でございます。

また、地域の方々にとっては生涯にわたる学習・文化・スポーツなどの活動の場として、さらに地震等の災害発生時の避難所となるなど、地域の防災拠点として重要な役割を担っております。

このような状況を踏まえ、建築基準法の新耐震設計基準（昭和五十六年）以前に建築された校舎等の耐震診断を実施し、耐震補強が必要と認められた校舎等の補強工事を行ってまいりました。

現在の学校施設等の耐震化状況であります。校舎・屋内運動場全六十六棟のうち、六十三棟で耐震化が完了しております。

未耐震の学校施設等については、昭和四十七年建設の五條幼稚園園舎、昭和三十八年建設の五條東中学校トイレ棟、昭和四十一年建設の五條高等学校賀名生分校屋内運動場の三棟となっております。

五條幼稚園園舎につきましては、耐震診断及び補強設計が完了しておりますが、園舎周辺の整備計画や五條市子ども・子育て会議による幼保一元化方針の方向性を見極めながら進めてまいりたいと考えております。

また、五條東中学校トイレ棟につきましては、コンクリートブロック積造で耐震診断や補強工事が実施できないことから、改築も視野に検討してまいりたいと考えております。

また、五條高等学校賀名生分校の屋内運動場につきましては、早々に耐震診断を実施し、補強が必要であれば補強工事を行ってまいりたい

と考えておりますが、いずれも相当の予算措置が必要となることから、財政当局と綿密に協議を行いながら進めてまいりたいと思っております。

次に、保育所でございますが、運営している公立の保育所は現在八箇所あります。そのうち、昭和五十六年六月に建築基準法が改正される以前に建設された保育所が五箇所です。残りは新耐震基準が定められた以降に建築されたもので、耐震化されております。

法以前に建てられた五箇所のうち、三保育所（宇智野・北宇智・南宇智保育所）で耐震診断を終了し、本年は岡保育所の診断を計画しております。

保育所の改修等につきましては、現在、子ども・子育て会議で、幼保一体化等の検討に入っておりますので、その方針も鑑み、今後の整備について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今答弁にもございましたように、小学校・中学校の校舎、体育館はかなり進めていただいているわけですが、保育所・幼稚園は将来の計画との関係で耐震診断は終わっても、まだ実施がされないというところが多いわけですが、一つもろろろの条件を検討して、しなければならぬところから着実に進めていただく必要があるのではないかと、このことを申し上げておきたいと思っております。

次、本庁舎の水害調査の不十分さと財源対策というところにいきます。

本庁舎の建設につきましては、私も基本的に賛成させていただいております。その理由をもう一度申し上げますと、先ほど申し上げましたように、東日本大震災は専門家が予想できないような早いスピードで発生し、規模も大きかったことでもありますので、やはりこれから予想されている大きな地震も予想と同じような、また予想以上に起こり得るといえるように見ておく必要があるのではないかなというのが建設の理由のまず一つであります。

同時に、全市民の命を守る災害対策本部の設置も役所であり、また消防署ということになりますから、その責任を果たすためにもやらなければならないのではないかと、同時に役所の中で働く職員の命を守る責任も建物の管理責任である行政問われますからね、そして市民の大事な住民票・戸籍・その他の重要な資料も保管しております。こういったもろもろのことを考えても、やはり合併特例債の活用ができる今、五條市が建設しておかなければ、五條市の財政を黒字にしてそしてお金をためてということも大変重要なことでもありますけれども、迫りくる地

震のスピードから考えますと、合併特例債の活用で今建設しておかなければならないのではないかなというように考えます。しかしそれら、どの場所にもいいのかということではありません。やはり地震対策ですから、五條市内の地震断層から離れたところ、今五條市には金剛山のすそに中央構造線が走っておりますし、それにつながって下市方面に千島断層もあります。また大塔町の災害から言えば、水害や山の崩壊のない場所、同時に市役所は歩いて来られるお年寄りも自転車でも来られる方も子供さんを連れて来られる方も、いろんな方が来られますから、どんな方でも便利に来ていただける場所、そういった重要なことを全部つかんで、重要なことを全部がクリアできる場所の選定というのが必要だというふうに思います。

しかしこの間、市長部局が立ち上げていただきました検討委員会がつくっていただいた庁舎整備各候補地の安全性及び課題等という資料がありますけれども、この中の水害のところを見ますと、現本庁舎もハザードマップによる危険度は浸水想定範囲外、五條幼稚園・中央体育館の場所もハザードマップによる危険度は浸水想定範囲外、旧五條跡地もハザードマップによる危険度は浸水想定範囲外となっております。この調査結果でいか悪いかというのが質問のポイントですね。なるほど皆さん方がつくってくれたハザードマップね、これを見てみますと、今申し上げました三箇所は洪水地域には指定はされておりません。しかし五條幼稚園・中央体育館の横を流れる東浄川、この東浄川は数年前、金剛山の山系に集中豪雨が降って北山地区が大変な山崩れに遭いました、家屋への被害はありませんでしたけれども、河川の大変な改修に迫られました。そのとき、やはり五條幼稚園・中央体育館の東浄川ももう少しで体育館もそして反対側の個人の住居もつかるところまで水が増水しているわけですね。そういう場所でも、いわゆるハザードマップで浸水想定範囲外やという調査結果を出しているというのは、余りにも不十分であり、危険であると思います。

だから広島災害の教訓にも明らかなように、過去の雨量や過去の水害状況で今判断しておったのではないかなわけですね。これから将来どんな豪雨があるかという、この将来、先を見た豪雨で場所をやはり選定しなければならないのではないかなと思います。

そういう観点で言いますと、やはりこれからの先々の豪雨についても地球温暖化対策に世界中の国々、特に日本が頑張ったとしても、まだ先十数年は二酸化炭素、地球温暖化による豪雨は続くだろうというのが、政府が任命した災害対策会議の会長さんでもそれを指摘しています。そういうふう将来の豪雨を正確な根拠に基づいて想定しなければ、市役所庁舎はいろんな方に来てもらわれないかもしれませんけれども、一遍建てたら五十年以上、百年目標で使ってもらわなければ、そう何遍も建替えるような建物ではありません。お金もないわけですからね。だからそういう点から言いますが、今回皆さん方が努力してつくってくれた水害の調査結果は非常に不十分だと、はっきり言えば、現在の庁舎の

場所、五條幼稚園・中央体育館の場所、五條高校跡地の場所というたら、この三つの場所で一番水害に遭う危険な場所が五條幼稚園・中央体育館になるわけです。この場所は狭いですけれども、まだまだ東浄川から離れていますし、高いですね。旧五條高校跡地も横を流れている西川の水面の高さから大体十五メートル以上敷地は高い状況にありますね。そういうふうには現在の状況を見ても将来の金剛山系に豪雨が降った場合の想定からしても、五條幼稚園・中央体育館の用地は一番水害に遭いやすいという場所だということを私は大変重要な庁舎建設に関連することですから、はっきり申し上げておきたいというふうに思います。

したがって、この点についても一度私の質問に対する答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

新庁舎の建設候補地の検討におきましては、防災の拠点及び災害対策本部機能を担保するために、五條市洪水・地震ハザードマップなどを参考に、浸水が想定されない場所を選定しなければならないというふうに考えております。

想定される浸水想定区域は、平成十八年に奈良県が公表しました一級河川紀の川において、二日間の総雨量が四八四ミリメートルというのを想定条件として、浸水予測をシミュレーションしたものでございます。

しかし、近年では議員がおっしゃるように、これまで経験したことのないような集中豪雨が各地で頻発しております。先月の二十日には広島におきまして大雨によりまして大規模土砂災害が発生し、人的また住家の被害が発生しております。

御指摘いただきましたように、将来はますます二酸化炭素の排出量も増えて地球温暖化が進行すると考えられておきまして、異常気象によりまして想像を超えるような記録的な大雨が降ることも考えられます。このようなことから、候補地の選定につきましては、今後の気象条件ですとか浸水の想定を考慮しながら、専門家の意見も参考にいたしまして、また総合的に安全性が確認できますとか、そういうところを検討してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 皆さん方が出された三つの候補地の中では、五條幼稚園・体育館の場所は一番水害に遭いやすいということを再度指摘いたしますとともに、お年寄りや子供さんが歩いて来てもらわれないかん、自転車でも来てもらわれないかんの、皆さん方からいただいた資料から

言うても、今の市民会館とその土地の段差五メートルあるのですよ。国道からしたら六メートル以上あるのですよ。あの坂、たくさんの雪が降ったらこれはもう……、単車の方も歩いて来る方も自転車の方も大変ですけれども、乗用車で来られる市民の皆さん方や職員さんも大変ですよ。初めから雪が降ったら大変な状況になるという場所でもあるということを描きおきたいと思えます。

次、財源対策についてに進めます。

御存じのように、合併特例債は仮定といたしまして十億円活用しますと約三割は返さなければなりませんけれども、七割は交付税措置として国からまた下ろしてもらえという一番有利な起債であります。しかしそれだけではなしに、一面では大変な財政難になるその条件を含んでおります。それは皆さん方も御存じのように、合併の算定替といまして、合併してから十年までは地方交付税を合併していないときと同じように計算して下ろしますと、しかし合併十年たって十一年後からはそういう有利な交付税の計算はもうしませんよと、一般査定になりますよという条件がくっついていきます。

合併前に私が試算したことを申し上げますと、大体五條市で四十一億円、西吉野村で十七億円、大塔村で十億円、その他の分を含めて大体七十億円くらいがこの十年間交付税で入ってきているのではないかと思うのです。しかしそれが十一年後から当初の計画では五年掛かりで減らしていきますということになりますけれども、減らされる金額は、五年後は私は約三十五億円になるというふうに試算しているわけでありますけれども、しかし合併後全国の合併の自治体から合併しても金が要るやないかと、支所の費用も、支所もそう簡単にはなくされないと、そのための費用も要るといことが起こりまして、それを全国の合併自治体が政府に意見をこの間上げてきた中で、今申し上げました合併算定替の終了に伴う交付税の対応について初めよりは幾分か緩やかな形で交付税を減らしていくというのを総務省がこの前決めておりますけれども、それに基づいて計算しますと、五條市の場合、算定替の場合の交付税の金額と、一般査定になった場合の金額、そして一般査定になるその削減期間、その他この総務省の措置の中で今までもより有利になった面があるのならば、ちよつとできるだけ正確に答弁いただけますか。

○議長（益田吉博） 青山理事。

○理事（青山智博） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

合併特例債と同じく合併自治体への財政支援措置の一つで、普通交付税算定の特例であります合併算定替の措置につきましては、今議員お述べのように、また牧野議員にもお答えしましたが、平成二十八年から五年間で段階的に縮減され、平成三十三年からはその措置がなくなるようになっております。

本市においてはこれにより、これは平成二十五年度の普通交付税の算定ベースでございますが、普通交付税の振替でございます臨時財政対策債も含めまして最終的に約十一億六千万円が削減されるという大変厳しい見通しがございました。

しかしながら、先ほどから議員の方からもございましたように、合併市町村においては、災害時の拠点として支所の重要性が増すなど、合併時点では想定されなかった新たな財政需要が生じていることや、また合併しても削減困難な経費が多くあるという実態がございます。国においては、これらを算定に反映させ、普通交付税の額を底上げする形で合併算定替縮減の影響を小さくする制度の見直しが現在進められています。

具体的には、支所に要する経費が加算されるほか、市町村の区域が拡大したことに伴い増加が見込まれる消防や保健・福祉サービスに要する経費を増すこと等が検討されているところでございます。

本市の財政運営におきましては、制度の見直しにより一般財源の減少が緩和されることにはなりますが、今後もこういった国の動き等を注視しながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今の答弁は一口で言いますと、交付税の減らされる額は少し緩やかになると、しかし減らされる期間は今までどおり二十年から五年掛かりで減らされるというふうに判断していいのか、もう一度お願いします。

○議長（益田吉博）青山理事。

○理事（青山智博）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

縮減の期間でございますが、五條市の場合ですけれども、二十八年度から三十二年度の五年間ということで、それについては変わりございません。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）一つ活用できる有利な点は全部活用して五條市の財政の立て直しに頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは次、自衛隊に関する集団的自衛権行使及び自衛隊とアメリカ軍の関係から考えた陸上自衛隊駐屯地誘致の危険性と誘致の見直しに

ついでということでも質問を行います。

まず最初に、自衛隊とアメリカ軍の関係はどういう関係なのかということをお明らかにさせていただきたいと思えます。この点については、昭和三十五年に改定されました日本国とアメリカ合衆国との間の総合協力及び安全保障条約、つまり略して安保条約に明らかになっておりますので、その安保条約に基づいて明らかにしたいと思います。

安保条約の第五条には「締約国は日本の国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危機に対処するように行動することを宣言する。」つまり、アメリカ軍と自衛隊が共同で危険なときには対処するということになっているわけですね。

もう一つ、日米安保条約第六条には「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」と、いわゆる日本の中にアメリカ軍の基地は置いてもよろしいよということでお日本が認めているわけです。そんな日米安保条約、昭和三十五年に改定されておりますけれども、今日日本の中にアメリカ軍の基地が幾つあるのかと言いますと、百三十三箇所ですね、このうちアメリカ専用が八十四箇所、自衛隊との共同が四十九箇所あるわけですね。自衛隊の施設はどうかというふうに言いますと、自衛隊の施設は日本全体で二千五百四十九箇所、その内訳は演習場施設が七十二、射撃場施設が七十六、訓練場施設が六十八、港湾施設が三十二、飛行場施設が四十六、着陸場施設九、通信施設百九十九、教育研究施設五十、補給施設七十五、医療施設十五、事務所施設四百二十八、そして宿舎施設が一千二百三十二、営舎施設が百四十八、営舎施設というのは宿泊施設以外の施設ですね。泊るところではないわけですね。その他含めて二千五百四十九、この奈良県にも駐屯地はありませんけれども、航空自衛隊の学校を始めとする自衛の施設は十五箇所ありますね、こういう状況になっています。

そんな中で、アメリカ軍と自衛隊がこの間、どのような行動をしてきたのかということをお簡単に結果から結論だけ申し上げますと、いわゆる昭和四十四年にアメリカがベトナム侵略戦争を開始して北ベトナムを攻撃しました。このときは日本の自衛隊は派遣していませんけれども、先ほど申し上げました日本の国内にあるアメリカ軍の基地を活用してあの当時ベトナムまで戦争を行ったわけです。日本のアメリカ軍の基地がなかったらベトナム戦争はできなかったと専門家は言っています。距離がありますからね。

もう一つは、平成十三年十月、いわゆるアメリカ軍によるアフガニスタン報復戦争が開始されました。これはアメリカのビルに飛行機が突っ込まれましたね。その報復ですね。このとき日本の自衛隊はいわゆる政府の特別措置法によりまして、テロ特措法と言いますけれども、

アフガニスタンの戦闘地域ではありませんけれども、非戦闘地域へ後方支援として海上自衛隊を平成十三年から二十一年、延べ一万三千三百人を派兵しています。この中で命を落とした自衛隊はおりませんけれども、帰ってから自殺した自衛隊員が十二人、こういう状況です。

そしてもう一つアメリカ軍に協力したのは、平成十五年のイラク侵略戦争ですね。御存じのように、イラクに大量破壊兵器がないのにあるという口実でアメリカが戦争を開始したわけですが、このときも日本政府は武力攻撃事態法という海外派兵を使ってイラクに対しまして非戦闘地域への後方支援として陸上自衛隊と航空自衛隊を派遣しました。平成十六年十二月から平成十七年六月までの延べ九千二百三十人派兵しておりますけれども、このときも戦死者は出ておりませんが、日本に帰国した自衛隊員が二十八名自殺しています。このように、戦闘地域でなくても帰国して自殺する方が自衛隊員にこれだけ生まれているわけですね。そういう状況にあるにもかかわらず、今度は日本の自衛隊を海外の戦闘地域に行けるようにする目的で、いわゆる今年七月一日安倍政権が閣議決定を発表したわけです。

ここに安倍政権が発表した閣議決定の全文がありますけれども、この文章の中から根拠だけを明らかにしておきます。

「国際社会の平和と安定へ一層の貢献」というところを読みますと、従来の後方地域、あるいは先ほどのイラク、アフガニスタンですね、後方地域あるいは非戦闘地域といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではなく、非戦闘地域、後方地域ではなくですね、他国が、日本じゃない、他国が現に戦闘行為を行っている現場、地域という表現ではないのです。現場ではない場所で実施する補給、輸送などの支援を行うと、現場でないという表現をしていますけれども、戦闘現場は戦闘地域の中で今日はこの地域で戦闘攻撃が起こった、明日はまた違うところで起こるわけです。この間のいろんな戦争を見ておっても、だから現場ではないけれども、戦闘地域に行くという、この道が閣議決定の中に残されているわけです。これが根拠の一つです。

もう一つは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、御存じのように、我が国に対する武力攻撃が発生していない場合ですということですね。我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされた場合は必要最小限の実力を行使することになると、これはいわゆる日本が攻撃を受けていないのに、今度は戦闘地域に自衛隊を派兵することのできる閣議決定になっていると、私はそういうように解釈しているわけですね。これをもし行使、実施されたら、日本が攻撃されていないのに他国の戦争に自衛隊を海外派兵して、戦闘地域に派兵させるわけですからね。今のウクライナでの戦闘行為とかイラクでの戦闘行為を見ても、相手国から日本の軍事基地、つまり自衛隊基地を狙われるということとは、十分考えておかなければなりませんね。一つのいい例が今イラクではイラク軍とスンニ派の過激派組織との戦闘がずっと続いておりまして、今その中にアメリカが過激派組織のイスラム国という過激派組織を狙ってア

アメリカの遠いところから無人機などの爆撃を使って今攻撃していますね。こういうふうにならなければ、今行っているアメリカの行動に日本が参戦した場合、テロ組織のイラクのイスラム国から日本の基地が狙われるということも十分考えておかなければなりませんね。イスラム国の武器はかなり最新鋭の正確な武器を持っていると、どこの国が提供したというのは大体想像がつかますけれども……、今そういう状況になっているわけですから、だからここで日本の陸上自衛隊を誘致するというのは、こういう面でもかなり危険なことになると考えておかなければならないと思います。したがって、私はやはり駐屯地の誘致には見直しの検討を求め次第であります。

そして、災害時の救援にはどうするのかという、その対策について申し上げます。それは、まず現在頑張っている消防団の皆さん方の力を借り、広域消防も職員の力を発揮する、この方策に力を入れなければならないと思います。ところが、消防が広域化になっていきますけれども、現在の消防職員数を全部足しますと、法律に照らしてまだ五十七人少ないのですね。少ないのにまだこれから七年間で六十三人減らすというのが、広域消防の管理者の考え方です。これを一方で陸上自衛隊を要望としているのに、災害の対策に本職で頑張っている消防職員を減らす必要はどこにあるのですか。これはやっぱり減らさないと、陸上自衛隊駐屯地に掛かる費用はばくだいな費用になるわけですよ。その費用で消防団・消防職員の体制を強化するのが大事だと思います。

そして五條の消防署やら奈良県の消防署はまだ災害時、ブルドーザーとかユンボの重機は保持していませんけれども、日本全体の消防の状況を見ますと、大阪消防局は大型のユンボとユンボの搬送車両を持っておりまして、ユンボの先を取り替えられる方式になっていまして、シヨベルも取り替えられる、ブレーカーも取り替えられる、カッターも取り替えられる、フォークも取り付けられるという、こういう重機を保持しています。これは大阪消防局だけ違います。日本の消防の局とつく静岡消防局とかね、局というところは全部重機を持っているのです。五條と同じように大きな災害が発生した和歌山でも今消防職員に重機の免許をとってもらっていますね。水害に遭ったときの救助としてモーターボートの免許も取ってもらっているというふうには、やはり方法は災害が発生した場合の救援方法は幾らでもあるわけです。

もう一つの提案は、いつも重機を使って仕事をしていただいている五條市・吉野郡の建設業者への救援依頼を行うこと、これが大事ではないかと思えますけれども、一つ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、陸上自衛隊駐屯地の誘致を見直しの部分でございますが陸上自衛隊誘致の危険性ではありますが、戦後も日米安保条約締結後も陸上自

衛隊駐屯地にかかわらず、我が国並びに自衛隊の施設が他国から攻撃を受けたということはありません。それは日米安保及び米軍基地の存在が大きな抑止力になっているのではないかと考えられます。

また、紀伊半島における南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、紀伊半島の中心地である当市に陸上自衛隊駐屯地が存在することにより、被災地域や孤立集落への支援が今よりも迅速かつ容易になり、奈良県のみならず、紀伊半島全域の安心と安全に貢献することができると考えております。

市といたしましても、防災上及び市の活性化の観点から考えても、陸上自衛隊駐屯地の誘致を見直すという考えはございません。

また、御質問いただきました建設業協会との協定の部分でございますが、一般社団法人奈良県五條建設業協会との応援協定につきましては、公共施設等が被災した場合の応急復旧等対策業務に関する協定書の内容を協議については、終えております。十月には協定書を締結する予定であります。

また、奈良県の広域消防組合の職員についてでございますが、大規模災害等に備え人員を削減されることのないよう十分な体制確保に努めてまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員、後十五分です。大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）日米安保条約があつてアメリカ軍が日本におるから外国から狙われることはなかったという答弁でしたけれども、事実が私が申し上げたように、してはいけないベトナム侵略戦争や、してはいけないイラク侵略戦争をアメリカがやったときに、そんな不正な侵略戦争に日本の自衛隊が利用されているわけです。これが実態なんです。

だから世界の国々には、アメリカと日本のこの間の行動は恐怖を与えているわけです。攻められてないから抑止力というのじゃないんです。世界の国々に日本とアメリカがまた攻めてくるのではないかという恐怖を与え広がっていると、だからもう今世界中の国々は、国連を中心によつとした紛争をすぐ軍事力で反撃するのではなしに、話し合いで解決しましょうという、この流れがどどどと流れているわけです。日本もこの世界の流れに合流する、これが本当の日本と世界の平和の道だと思えます。

自衛隊そのものを批判するものではありませんけれども、日米安保条約と政府の方針によってそういう自衛隊員の皆さんも嫌なことでもやらされているという状況です。この閣議決定に対しまして、今自衛隊に入っている当人も、自衛隊の家族も、自衛隊をして支援している防衛

協会の役員さんも、自衛隊の海外派兵はやめておけという声が今日本全国で広がっています。そういう状況もよくつかんでいただいて、大きな危険性のある陸上自衛隊の駐屯地をあきらめて消防団・消防署の体制強化に重機の所持も含めて、そっちの方向をとられるよう強く求めておきたいと思えます。

最後、デマンドタクシー等のフルデマンド方式を目指した取組状況と当日予約制への改善についてでございますけれども、皆さん方が平成二十六年三月、五條市地域公共交通会議を開いていただきました。これからの交通体系の方針を出していただきました。五十六ページを見ても、**「デマンド型交通の当日予約制の検討などを行って行く。」**と、**「デマンド型を基本に当日予約も検討すると、これを皆さん書いてくれています。」**ところがこの五條広報九月号を見ますと、北宇智のコースは廃止とかいろいろ出ているわけですが、このデマンド型交通の当日予約制の検討という方針に基づいて今どんな検討をされて、将来の目標、在り方はどういうふうにご考えておられるのか、時間の範囲内でちょっと簡単に答えてください。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

昨年度策定いたしました第三次の連携計画に基づきまして、まずデマンドの件でございますが、今年度は、新たな運行形態の導入といたしまして、自宅もしくは自宅の近くから目的地まで乗っていただけたらという、いわゆるフルデマンド方式の導入に向けた検討をまいりたいというふうにご考えております。

その導入に当たりましては、まずどの地域から実施をしていくのか、また、フルデマンド方式といいますが、様々な方式がございます。自宅から目的地までというふうな運行もございしますが、ある程度バス停を設けた上で運行するというふうな手法もございします。本市の場合にはどの運行形態がいいのか、どのようにしていくのかというところを検討してまいりたいというふうにご考えております。

取りまとめられました運行計画を基に、来年度からはフルデマンド方式の運行の交通事業者をまず決めていくなど、実証運行に向けて進めていきたいというふうにご考えております。

その後、実証運行の結果に基づきまして必要な見直しを行い、例えばフルデマンドの区域というのも拡大するのがいいのかどうかということも踏まえながら五條市の実状に応じて地域の方に密着し、使いやすいなあとというふうにご考えていただけるような公共交通を目指していきたいと、そんなふうにご考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）最後にします。

答弁にもありましたように、五條市は地形が山あり谷あり平地ありと複雑ですので、よく検討されてアンケートを取ったときに市民の皆さん方から返ってきた答えは、家の近くまで迎えに来てもらって目的地まで送ってほしいというのが一番多かったわけですから、その方向に近づくように検討してあげていただきたい。

最後質問、当日予約制の改善はどうか。

○議長（益田吉博）福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

御指摘をいただいておりますように、デマンド式の公共交通は、現状では当日予約にしますと運行のあるなしにかかわらず運転手が待機しなければならぬというふうに通事業者に負担が掛かる状況がございますので現在は実施しておりませんが、アンケートの結果、当日予約にしてほしいという声が多数ございます。検討しておりますのですけれども、朝の便につきましては、やはり乗務員の確保という問題が相変わらず残るわけでございますが、二便目以降の予約につきましては当日予約ができるように、ただいま通事業者と協議をして準備を進めておるところでございます。なるべく早い時期に当日予約で御利用していただけるように進めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）それでは、これで一般質問を終わります。

○議長（益田吉博）以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

三時十分までトイレ休憩いたします。

午後二時五十二分休憩に入る

午後三時十分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

日程第二、報第十六号及び議第十七号を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第十六号、専決処分について（調停）。

報第十七号、専決処分の報告について（調停）。

○議長（益田吉博）報告を求めます。中永都市整備部長。

〔都市整備部長 中永 充登壇〕

○都市整備部長（中永 充）ただいま上程されました報第十六号につきまして、地方自治法第八十条第一項の規定に基づき（調停）に係る専決処分をいたしましたので、同条第二号の規定により御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の一ページから四ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの専決事項につきましては、市営住宅使用料等の未払いに対する民事調停の申立てでございます。

申立ての趣旨につきましては、市営住宅使用料等の長期滞納となっております入居者及び連帯保証人に対し、市職員により再三の訪問徴収、支払いの督促や指導等を行いました。支払いの意思がないものと認められたため、未払い使用料の支払いについて五條簡易裁判所に民事調停の申立てをしたものでございます。

専決処分の年月日につきましては、平成二十六年六月二十四日でございます。

なお、相手方氏名及び対象住宅につきましては、恐縮でございますが、議案書を御清覧願いたいと思っております。続きまして、報第十七号の（調停）に係る専決処分につきまして御報告申し上げます。

この専決処分につきましては、先ほど報第十六号で御報告申し上げました民事調停の申立てに対し、民事調停委員の立会いの下で話し合いを行った結果、支払い方法等について合意に至ったものでございます。

合意事項の概要につきましては、当月賃料等とともに、未払賃料等を分割し毎月定額を支払うこととし、相手方が当月賃料等及び未払賃料

等の支払いを三回以上怠ったときは何らの通知催告を要せず当然に賃貸借契約は解除となり、直ちに本件建物を明け渡し、残額を即時に支払うというものであります。

専決処分の年月日につきましては、平成二十六年八月七日でございます。

なお、調停の合意内容の詳細につきましては、恐縮でございますが、議案書七ページから九ページを御清覧願いたいと思います。

以上で報第十六号及び報第十七号専決処分(調停)についての御報告を終わらせていただきます。

○議長(益田吉博) 報告が終わりました。
これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

以上で報第十六号及び報第十七号の報告を終わります。

○議長(益田吉博) 次に日程第三、報第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(乾 旬) 報第十八号、専決処分の報告について(訴えの提起)。

○議長(益田吉博) 報告を求めます。中永都市整備部長。

〔都市整備部長 中永 充登壇〕

○都市整備部長(中永 充) たいま上程されました報第十八号につきまして、地方自治法第百八十条第一項の規定に基づき(訴えの提起)に係る専決処分をしましたので、同条第二号の規定により御報告を申し上げます。

恐れ入ります、議案書の十ページから十二ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの専決事項につきましては、市営住宅使用料の未払いに対する訴えの提起でございます。

事件の要旨につきましては、使用料が未払となっている市営住宅の明渡し及び未払使用料の支払いを求めるものでございます。

専決処分の年月日につきましては、平成二十六年六月十一日でございます。

なお、相手方氏名及び物件目録等につきましては、恐縮ですが議案書の十二ページを御清覧願います。
訴訟遂行の方針といたしましては、弁護士阪井紘行氏、弁護士相川五郎氏及び弁護士河田智樹氏を訴訟代理人といたしております。
以上をもちまして、報第十八号、専決処分（訴えの提起）についての報告を終わらせていただきます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

以上で報第十八号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第四、議第四十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十一号、五條市手数料徴収条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま上程いただきました議第四十一号、五條市手数料徴収条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、文言の整理を行うことを目的として改正するものであります。

それでは、議案の要旨を御説明申し上げます。

恐れいたしますが、お手元の議案書十三ページから十四ページを御覧ください。

五條市手数料徴収条例の一部を次のように改正いたします。「保護及び」の次に「管理並びに」を加え、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、第十九条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関

する法律、第十九条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付」に改めました。

なお、条例の施行日は、改正規定の施行の日、又はこの条例の公布の日いずれか遅い日から施行するとしております。以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第五、議第四十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十二号、五條市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。河村すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 河村康友登壇〕

○すこやか市民部長（河村康友）ただいま上程いただきました議第四十二号、五條市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の十五ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由につきましては、母子及び寡婦福祉法の一部が改正されるためでございます。

主な改正内容につきましては、条例中で引用している法律の名称を「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めるものでございます。

それでは、改正条例の内容について御説明を申し上げます。

議案書の十六ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、五條市ひとり親家庭等医療費助成条例第二条第一号ア、同号イ、同号エにおいては引用している法律の名称を「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ改正するものでございます。

また、同号イにつきましては、助成要件であります「配偶者のない男子」を定義する法律の引用条文の番号に変更があったため、所要の整備を行うものでございます。

附則につきましては、施行期日を規定したものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第六、議第四十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十三号、五條市衛生センター条例等の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま上程いただきました議第四十三号、五條市衛生センター条例等の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、新し尿処理施設が平成二十七年四月一日から稼働することに伴い、五條市衛生センターの施設の名称を「五條市クリーン・オアシス」に変更するため、五條市衛生センター条例ほか一本の条例の一部を改正しようとするものであります。

この新し尿処理施設の名称につきましては、ホームページと広報五條六月号で公募したところ、四十五件の応募があり、七月八日、七月十七日に開催いたしました五條市新し尿処理施設名称選定委員会で選考した結果、「五條市クリーン・オアシス」に決定いたしました。

それでは、恐れ入りますが、議案書の十七から十八ページを御覧願います。

第一条関係では、五條市衛生センター条例の一部を改正し、題名を「五條市クリーン・オアシス条例」に改めるとともに、合わせて本則第一条及び第二条中の文言を整理するものであります。

次に、第二条関係では、五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正し、支給範囲の規定を「衛生センター」から「五條市クリーン・オアシス」に改めるものであります。

なお、附則につきましては、この条例は平成二十七年四月一日から施行するものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第七、議第四十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十四号、五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま程いただきました議第四十四号、五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書の十九ページを御覧ください。

改正理由につきましては、みどり園大塔分所に係る部分を削るためであります。

議案書二十ページ及び二十一ページを御覧いただきたいと思っております。

みどり園大塔分所が平成十七年九月の合併以降、経過措置として大塔地区のごみ処理を行ってまいりましたが、平成二十三年の台風十二号により施設が被災したため、以降当該地域のごみ収集については、直接みどり園へ搬入しております。

よって、本案につきましては、この現状に合わせる意味で当該条例の別表第一にある「みどり園大塔分所へ直接搬入するもの」欄の手数料を削除して、二十一ページに示す表にするものであります。

附則につきましては、本条例は公布の日から施行することを定めたものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第八、議第四十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十五号、五條市営住宅条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。中永都市整備部長。

〔都市整備部長 中永 充登壇〕

○都市整備部長（中永 充）ただいま上程いただきました議第四十五号、五條市営住宅条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上

げます。

議案書の二十三、二十四ページを御覧いただきたいと思えます。

今回の改正につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が平成二十六年十月一日から施行されるため、五條市営住宅条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、五條市営住宅条例第六条第一項第一号を、同法の一部改正に伴い所要の整理を行うものでございます。附則におきまして、条例の施行日は平成二十六年十月一日としております。

以上で議第四十五号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第九、議第四十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十六号、路線バス専用道五條西吉野線設置条例の廃止について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程いただきました議第四十六号、路線バス専用道五條西吉野線設置条例の廃止につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入ります、議案書の二十五ページを御覧願います。

専用道路線バスは、昭和四十年に五條・城戸間を専用バス路線として旧国鉄が運行を開始しましたが、平成十四年九月末に、利用低迷により廃止となりました。その後を受けて、平成十四年十月一日から奈良交通株式会社が一日七往復で運行を開始し、現在は一日五往復の運行を実施いたしております。

専用道には六つのトンネルがございます、どのトンネルも建設から約五十五年近くの歳月が経っております。

昨年九月に、六つのトンネルのうち、状態が一番悪いと思われる衣笠トンネルの点検を実施いたしました。調査の結果、五條側の入り口の壁に二〇ミリ以上の貫通ひび割れが確認され、さらにトンネル内の天井部分には数箇所空洞が確認されました。

これらの構造的欠陥は長期にわたり徐々に進行しており、急激な変状の発生は考えにくいところですが、大きな地震等の外力が加わった場合、崩落の危険性が高いとの結果が出ました。

このことによりまして、今後とも専用道を利用しバスを運行するのは危険であると判断いたしました。本年九月末をもって専用道を利用した路線を廃止することとし、それに伴いまして本条例を廃止するものでございます。

議案書二十六ページを御覧願います。

本条例の施行期日を平成二十六年十月一日からとっております。

なお、廃止後の路線バスの運行につきましては、専用道を運行していた全ての便を国道一六八号に振り替えて、十月一日から運行することとしており、専用道跡地につきまして、トンネルについては安全面、防犯面の観点から封鎖をし、道路につきましても基本的には閉鎖等の措置をとってまいりたいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 以前から言われておったのですけれども、地元説明会の方は何度ほどしていただいたのでしょうか。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十番吉田議員の質問にお答えいたします。

回数でございますが、まず平成二十六年五月二十四日、靈安寺の構造改善センターでいわゆる南宇智地区の方に説明会を実施しております。その次に平成二十六年五月二十六日西吉野支所におきまして、西吉野地区の自治連合会長様に説明会を実施しております。次に平成二十六年の九月六日の土曜日、ついこの間でございますが、再度南宇智公民館で説明会を実施しております。さらに、来週の土曜日でございますが、二十六年九月十三日に賀名生の公民館で賀名生地区の方を対象に説明会を実施する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（益田吉博） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に日程第十、議第四十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第四十七号、五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程いただきました議第四十七号、五條市過疎地域自立促進計画の一部変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入ります、お手元の議案書二十七ページを御覧願います。

今回の変更理由でございますが、現在の過疎計画に事業を追加したく、一部文言追加及び変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第六条第七項の規定に基づきまして、議決を求めらるるものでございます。

めくっていただきまして、二十八ページを御覧願います。

産業の振興の分野や、教育の振興の分野などで加えるべき文言を詳しく説明しております。

これらの変更によりまして、例えば「各文化・観光施設の維持管理」、「古民家活用による文化・観光及び交流促進事業」、「チャレンジウォーク大会開催事業」、「市民体育大会開催事業」並びに「災害復旧事業として行っている大塔町宇井地区での住民の憩いの場、防災ヘリポート等の機能を備えた緑地運動広場の整備」などに過疎対策事業債の充当が可能になるところでございます。

以上で議第四十七号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第十一、議第四十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十八号、平成二十六年五條市一般会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。青山理事。

〔理事 青山智博登壇〕

○理事（青山智博）ただいま上程いただきました議第四十八号、平成二十六年五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十六年五條市一般会計補正予算書（第二号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、二億三千二十七万七千円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに百八十七億二千四百二十三万八千円となるとございまして。

なお、今般の補正でございますが、いずれも緊急性はもとより、国や県等による補助の交付決定や採択の見通しを勘案して計上いたしております。

続きまして、歳出予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、八ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、二目文書費、十三節委託料の百六十二万円でございしますが、市例規の整備に係る業務委託料の追加でございます。平成二十七年度における社会保障や税などの行政手続に利用される「マイナンバー制度」の導入に向けた国の方針等が直近において明らかとなったことから、市個人情報保護条例を始めとする関係条例や規則・要綱等の改正並びに新規制定など、例規全般にわたる大幅な見直しが必要となり、より専門的な知見が求められることから、現行例規の調査・検証及び立法支援などを委託するため、その所要額を計上いたしております。

次に、同項七目企画費、十二節役務費の二百五十万円でございますが、専用道路線バスの廃止並びにコミュニティバスルート変更等に伴う手数料を予算化するものでございまして、専用道路線バスの廃止につきましては、トンネル等の閉鎖に伴う看板の作成及び設置等に係る経費として百七十三万九千円を、また、コミュニティバスルート変更等につきましては、奈良交通路線バス南大和ネオポリス線の減便に伴い、五條コースF系統、なつみ台、五条駅北口間でございますが、において増便するとともに、一部ルートの変更を行うため、市民に対する周知用パンフレットの新聞折り込み及び車内放送用データ更新並びに停留所看板書換えなどに係る経費として七十六万一千円をそれぞれ計上いたしております。

次に、同項十五節工事請負費の九百二十六万六千円でございますが、専用道路線バス廃止に伴うトンネル等閉鎖工事費を追加するものでございまして、廃止後の同専用道の適切な維持管理並びに防犯・安全対策を講じるため、トンネル・橋りょう等の閉鎖に係るフェンス等を設置するため、その所要額を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫支出金として見込んでおります。

次に、同項八目電子計算費、十一節需用費の一千百六十五万円並びに十三節委託料の四千七百七十九万円でございますが、新住民情報システムに係るシステム改修等経費の追加でございます。マイナンバー制度導入及び精神障害者医療費助成拡充等に伴うシステム改修経費並びに本年当初より庁内で検討を重ねてまいりました各種帳票の仕様等が決定したことに伴い、印刷及び封入等に係る所要額を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、二千五十六万一千円を国庫支出金とし、百七十三万三千円を県支出金としてそれぞれ見込んでおります。

次に、同項十九節負担金補助及び交付金の九十八万一千円でございますが、マイナンバー制度導入に伴い、全国の自治体間の情報連携を仲介する役割を持つ中間サーバの利用負担金を予算化するものでございまして、関係法令の規定に基づき設立された地方公共団体情報システム機構が、全国二箇所の拠点に整備する同サーバのハードウェアの整備に係る本市負担金について、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫支出金として見込んでおります。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、八目老人福祉費、十九節負担金補助及び交付金の四千九十万円でございますが、国から補助内示を受け、地域介護・福祉空間整備等補助金を予算化するものでございまして、社会福祉法人祥水園による特別養護老人ホームの建て替えに伴い、当該施設内に設置される地域住民との交流スペースや施設内保育施設の整備に要する経費に対して補助を行うため、その所要額を計上いたし

ております。

なお、当該補助金に係る経費の全額を、国庫支出金として見込んでおります。

恐れ入りますが、九ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、四款衛生費、二項清掃費、二目塵芥処理費、十一節需用費の三千二百万円でございますが、ごみ焼却施設機械器具修繕料の追加でございます。また、去る五月に焼却炉等の定期検査を実施した結果、内部の耐火物等について、早急に改善・改修する必要がある劣化が判明したため、その所要額を計上いたしております。

次に、五款農林業費、二項林業費、二目鳥獣対策費、十六節原材料費の六千八百六十一万二千円でございますが、国からの追加補助の内示を受け、鳥獣被害緊急対策事業費を追加するものでございまして、イノシシや鹿による鳥獣害から農林産物を防護するため、金網柵及び電気柵等を自治会等において設置するため、その所要額を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を県支出金として見込んでおります。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、二目道路維持費、十五節工事請負費の七百十万円でございますが、道路補修工事費の追加でございます。また、市道火打大平線が、一部擁壁の河川浸食等により、路肩崩壊の恐れが生じたことから、これを早急に復旧する必要があるため、その所要額を計上いたしております。

次に、同項三目道路新設改良費、十五節工事請負費の四百万円でございますが、国からの追加補助の決定を受け、交通安全対策施設整備事業費を予算化するものでございまして、児童・生徒の通学時の安全を確保するため、市道小和一三号線等にカラー舗装及び区画線並びに看板を設置するため、その所要額を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、二百四十万円を国庫支出金として見込んでおります。

恐れ入りますが、十ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、同款四項都市計画費、二目都市公園管理費、十三節委託料の百五十万円でございますが、公園緑地管理業務委託料の追加でございます。また、市内の公園及び緑地において、市民の通報等により新たに確認された危険性の伴う高木枝のせん定及び枯れ木等の撤去を早急に行うため、その所要額を計上いたしております。

次に、同項十五節工事請負費の七十六万五千円でございますが、外灯等移設工事費を予算化するものでございまして、去る六月、国道二四

号歩道設置事業の実施に伴い、国土交通省よりJR大和二見駅前の旧川端線線路跡を利用した緑道に設置されております外灯などの付帯工作物の移設要請があったことからこれを移設するため、その所要額を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国よりの移転補償金として見込んでおります。

次に、九款教育費、二項幼稚園費、一目幼稚園費、十九節負担金補助及び交付金の百七十三万三千円でございますが、幼稚園就園奨励費補助金の追加でございまして、国における制度改正に伴い、幼稚園就園に要する保護者の負担に対して、新たな軽減策の拡充が図られたため、その所要額を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、三十九万八千円を国庫補助金として見込んでおります。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十四款国庫支出金において七千四百三十六万六千円を、十五款県支出金において七千三十四万五千円を、十八款繰越金において五千八百十万一千円を、十九款諸収入において七十六万五千円を、二十款市債において二千六百七十万円をそれぞれ追加いたします。歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十二、議第四十九議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四十九号、平成二十六年五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。青山理事。

〔理事 青山智博登壇〕

○理事（青山智博）ただいま上程いただきました議第四十九号、平成二十六年五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十六年五條市介護保険特別会計補正予算書（第二号）を御覧いただきたいと思います。存じます。まず、一ページにつきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ六百十一万六千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額を三十八億三百一十六万六千円とするものでございます。

それでは、五ページの歳出から御説明を申し上げます。

五款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金、二十三節償還金利子及び割引料六百十一万六千円につきましては、平成二十五年介護保険特別会計の清算によります。国庫・県費・支払基金への償還金でございます。

次に、四ページの歳入につきまして、御説明を申し上げます。

三款国庫支出金、一項国庫負担金、一目介護給付費負担金四十四万六千円及び四款県支出金、一項県負担金、一目介護給付費負担金九十七万三千円につきましては、過年度の清算によります。介護給付費負担金の追加でございます。

次に、八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金で、前年度繰越金四百六十九万七千円を追加いたして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十三、認第一号から認第十号までの十議案を一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）認第一号、平成二十五年五條市一般会計歳入歳出決算認定について。

認第二号、平成二十五年五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第三号、平成二十五年五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認第四号、平成二十五年五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第五号、平成二十五年五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第六号、平成二十五年五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第七号、平成二十五年五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認第八号、平成二十五年五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第九号、平成二十五年五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認第十号、平成二十五年五條市水道事業会計決算認定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。西尾会計管理者。

〔会計管理者 西尾佳子登壇〕

○会計管理者（西尾佳子）ただいま上程をいただきました認第一号から認第十号までの平成二十五年五條市一般会計、各特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十五年五條市歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

二ページから三ページをお開き願います。

五條市会計別歳入歳出決算総括表により、要点のみにつきまして御説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、認第一号の一般会計につきましては、歳入歳出予算現額二百三十二億四千六百七十五万九千九百六十六円に對しまして、収入済額百九

十七億七千九百七十四万九千三十五円、支出済額百八十八億五千六百六十一万九百三十円でございます。歳入歳出差引額は、九億二千八百十三万八千五百円でございます。

また、翌年度繰越額は三十四億三千八百八十万二千七百三十円でございます。

恐れ入りますが、決算書の三百八十二ページを御覧願います。

実質収支に関する調書でございます。

区分四の「翌年度へ繰り越すべき財源」が、繰越事業費のうち、三億三千五百六十万四千七百三十円でございます。

したがって、区分三の歳入歳出差引額から、この区分四の翌年度へ繰り越すべき財源を差引きいたしました平成二十五年度一般会計の実質収支額は、区分五のとおり五億九千二百五十三万三千三百七十五円の黒字決算となり、このうち財政調整基金に二億円を繰り入れ、残り三億九千二百五十三万三千三百七十五円を平成二十六年度へ繰越いたしました。

それでは先程の二ページから三ページにお戻り願います。

続きまして、認第二号の国民健康保険特別会計につきまして、御説明を申し上げます。予算現額四十七億三千九百六十六万円に對しまして、収入済額四十五億七千五百二十九円、支出済額四十四億六千九百七十四万八千七百二十六円でございます。歳入歳出差引額は一億七十七万三千七百九十三円の黒字決算となり、このうち国民健康保険財政調整基金に七千七百三十七万九千九百九十三円を繰り入れ、残り三千万円を平成二十六年度へ繰越いたしました。

次に、認第三号の簡易水道特別会計につきましては、予算現額六億四百五十四万円に對しまして、収入済額四億五千二百八十一万一千五百十円、支出済額四億三千三百八十九万四千五百十円でございます。歳入歳出差引額は一千八百九十一万七千円となります。

なお、平成二十六年度への繰越事業に伴う繰り越すべき財源が、繰越事業費一億二千七百七十五万五千円のうち一千八百九十一万七千円でございます。これを差引きいたしました平成二十五年度の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の四百四十四ページに計上してございますので、後ほど御清覧いただきたいと存じます。

次に、認第四号の下水道事業特別会計につきましては、予算現額十一億七千四百四十万円に對しまして、収入済額十億九千八百五十九万一千七百三十七円、支出済額十億八千六百九十一万九千九百四十七円でございます。歳入歳出差引額は一千六百六十七万一千七百九十円となります。

なお、平成二十六年度への繰越事業に伴う繰り越すべき財源が、繰越事業費五千万円のうち一千六百七万一千七百九十円でございまして、これを差引きいたしました平成二十五年度の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の四百六十八ページに計上してございます。後ほど御清覧いただきたいと存じます。

次に、認第五号の墓地事業特別会計につきましては、予算現額四百七十万円に對しまして、収入済額四百五十六万三千六百四十三円、支出済額三百四十七万三千六百四十三円でございまして、歳入歳出差引額は百九万円の決算でございまして、

なお、繰越事業費百九万円、平成二十六年度への繰越事業に伴う繰り越すべき財源が百九万円でございますので、平成二十五年度の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の四百八十四ページに計上してございます。後ほど御清覧いただきたいと存じます。

次に、認第六号の介護保険特別会計につきましては、予算現額三十六億一千五百八十二万八千円に對しまして、収入済額三十四億五千三百三十七万一千五百四十三円、支出済額三十四億四千六百三十万二千九百四十円でございまして、歳入歳出差引額は七百六万八千六百三十三円の決算となります。

次に、認第七号の大塔診療所特別会計につきましては、予算現額五千三百八十万円に對しまして、収入済額四千四百二十万九千七百六十七円、支出済額四千四百二十万九千七百六十七円でございまして、これを差引きいたしました平成二十五年度の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

次に、認第八号の農業集落排水事業特別会計につきましては、予算現額四百二十八万四千円に對しまして、収入済額四百二十六万九千九百三十五円、支出済額四百二十六万九千九百三十五円でございまして、これを差引きいたしました平成二十五年度の実質収支は、ゼロ円の決算となります。

次に、認第九号の後期高齢者医療特別会計につきましては、予算現額四億三千三百九十万円に對しまして、収入済額四億九百十六万八千七百六十六円、支出済額四億八百二十三万一千五百七十六円でございまして、歳入歳出差引額は九十三万六千五百円の決算となります。

次に、認第十号の五條市水道事業会計につきましては、御説明を申し上げます。

別冊の平成二十五年度五條市水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページから二ページをお開き願います。決算報告書により、御説明を申し上げます。

まず、(一) 収益的収入及び支出では、収入第一款水道事業収益の決算額は、七億八千二百六十八千八百円、支出第一款水道事業費用の決算額は、六億七千八百六十一万三千七百三十四円でございます。

次に、(二) 資本的収入及び支出では、収入第一款資本的収入の決算額は、九千六百万八千二千三百六十四円、支出第一款資本的支出の決算額は、二億三千百九十五万五千九百九十九円でございます。

なお、資本的収入額のうち、翌年度繰越財源充当額八千二百八十二万一千円を控除後に資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、二億一千八百六十九万三千七百三十五円につきましては、一番下の表の欄外にございますとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額二百四十八万七千四百六十六円、現年度分損益勘定留保資金二億一千二百七十三万三千三百八十九円、建設改良積立金取崩三百五十万三千三百円をもって補填した次第でございます。

次に、三ページをお開き願います。

平成二十五年五條市水道事業損益計算書でございます。

下から三行目のおり、当年度純利益は二千七十三万二千六百八十七円でございます。

これは、一、営業収益、三、営業外収益、五、特別利益の合計から、二、営業費用、四、営業外費用、六、特別損失の合計を差引きしたものでございます。

なお、下から二行目でございます、前年度繰越利益剰余金五百万六千六百六十二円を加算いたしました当年度未処分利益剰余金は二千五百七十三万九千三百四十九円でございます。

この剰余金につきましては、五ページをお開き願います。

下の方に、平成二十五年五條市水道事業剰余金処分計算書(案)がございます。

一、当年度未処分利益剰余金二千五百七十三万九千三百四十九円につきましては、二、利益剰余金処分額、(一) 減債積立金百三十万円、(二) 建設改良積立金二十万円、三、翌年度繰越利益剰余金四百四十三万九千三百四十九円として処分させていただきます。

以上で認第一号から認第十号までの各会計の決算につきましての御説明を終わらせていただきます。御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(益田吉博) 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員から決算並びに財政及び経営健全化の審査意見を求めることにいたします。川元憲釋代表監査委員。

〔代表監査委員 川元憲釋登壇〕

○代表監査委員（川元憲釋）ただいま発言の許可をいただきましたので、平成二十五年度の五條市一般会計、特別会計、基金会計の運用状況調書、水道事業会計の決算並びに平成二十五年度の五條市財政及び経営健全化の監査委員の審査意見を報告させていただきます。

お手元の別冊『五條市決算及び財政（経営）健全化審査意見書』を御覧願います。

意見書の三ページからは一として各会計の総括を、八ページからは二として一般会計を、三十六ページからは三として各特別会計を、六十三ページからは六として土地開発基金会計などの運用状況調書、八十ページからは水道事業会計の各決算審査を、さらに百一ページからは財政及び経営健全化の審査であります。

順次、お聞き願います。

初めに、一ページの第一の審査の対象会計は、平成二十五年度の一般会計を始め国民健康保険特別会計など八特別会計の決算及びこれらの会計の附属書類並びに土地開発基金など十五の基金の運用状況調書であります。

第二の審査の期間は、一般会計は六月十二日から八月一日までの間、水道事業会計については五月十五日から六月十二日までの間に、議会選出の監査委員とともに事務局職員を補助として実施いたしました。

二ページの第三の審査の方法は、市長から提出された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金運用状況調書を関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、予算の執行状況並びに水道事業会計については、経営成績及び財政状況が適正に表示されているかについて検討し、併せて必要に応じ関係職員から説明を聴取し審査を実施しました。

第四審査の結果といたしましては、審査に付されました各会計の決算は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、また予算執行状況及び財政状況が適正に表示されており、おおむね適正であると両監査委員が認めるところであります。

第五審査の意見につきましては、六十五ページに一として一般会計について、六十七ページには二として特別会計について、六十八ページに三として基金運用状況調書についてであります。

次に、八十一ページには、水道事業会計として述べさせていただいておりますが、給水原価が供給単価、売り価格でございますが、三箇年続いて上回っていることが懸念されますので、今後の経営の合理化を強く求めるものであります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく一般会計など、「財政の健全化」及び水道事業会計の「経営の健全化」についての審査の意見であります。

これは、決算を議会に提出する際には、一般会計などにおいては「健全化判断比率」、具体的には、①実質赤字比率、②として連結実質赤字比率、③として実質公債費比率及び④として将来負担比率並びに⑤として資金不足比率の五項目から算出し、「財政の健全化」の基準を、また、水道事業会計についても、「資金不足比率」を算出し、「経営健全化」の判断基準を設けるもので、「自治体の財政の健全度を測る物差し」となるものであります。

この算定の基礎となる書類などを法令などに照らし、算出の基礎となる数値などに誤りがないかなどを中心に、監査委員の審査に付し、その結果を議会に報告するものであります。その比率が、早期健全化基準及び経営健全化基準の数値を超える市町村は、イエローカードといえる早期健全化計画あるいはレッドカードの財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなくてはならないことが法律で定められております。

それでは、別冊、審査意見書の百一ページをお開き願います。

平成二十五年五條市財政及び経営健全化審査意見書でありまして、これは一般会計を始め八つの特別会計、六つの一部事務組合と土地開発公社など市の関わる全ての会計を合わせたもので、名のとおり「連結決算」の財政指標の算出であります。

第一の審査の概要では、財政及び経営健全化審査について、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され、表示されているかどうかを主眼に審査を実施いたしました。

第二、審査の期日は、去る八月一日に実施いたしました。

第三、審査の方法は、市長から提出された関係諸帳簿と照合し、計数の状況について検討し、併せて必要に応じ、市の財政担当者を始め水道事業会計の担当職員から議会選出監査委員並びに事務局職員とともに説明を聴取し審査を実施したところであります。

第四、審査の結果といたしましては、これらの基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され表示されていることを両監査委員が認めたところであります。

数値については、健全化判断比率及び資金不足比率として掲載させていただいております。

また、第五の審査の意見といたしましては、百二ページであります。前のページの平成二十五年比率の数値と併せて御覧いただければ

分かりやすいかと思えます。

まず、一般会計、特別会計などの健全化判断比率のうち、①の実質赤字比率及び②の連結実質赤字比率については、赤字でないのいずれも早期健全化計画などの算定には該当いたしません。

次に、③の実質公債費比率については、一六・五パーセントで、早期健全化基準の二五・〇パーセント及び④の将来負担比率についても一三五・二パーセントで、これも早期健全化基準の三五〇・〇パーセントと比較いたしますと、本市においてはいずれもこれを下回っております。

さらに、法非適用事業の簡易水道特別会計などの⑤の資金不足比率についても、資金不足が生じていないので経営健全化計画の策定などには該当いたしません。

次に、百三ページの平成二十五年五條市水道事業経営健全化審査意見書がありますが、法適用の企業会計は、本市では水道事業会計のみであります。

審査方法などについては、一般会計と同じ方法で同時に実施いたしました。

資金不足比率についても、資金不足が生じていないので経営の健全化のための計画を定めることには該当いたしません。

なお、今回の法の求めております早期健全化基準及び経営健全化基準の設定基準の数値を全て下回っておりますので健全段階となりますが、これで市の財政が健全であるかのような印象を受けますが、決してそうではありません。

少子高齢化の進む中、本市の人口も減少傾向であり、また大規模な事業が控えており、財政状況がますます厳しくなる昨今、なお一層の市政運営全般の経費削減と合理化の遂行に、また水道事業会計においても、なお一層の経営の合理化に取組をされることを望むものであります。

なお、計数などの詳細については、後刻御清覧いただきますようお願いいたします。

以上で平成二十五年の五條市一般会計、特別会計、基金会計の運用状況調査及び水道事業会計決算並びに平成二十五年の五條市財政及び経営健全化の監査委員の審査意見の報告を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（益田吉博）決算並びに財政及び経営健全化の審査意見が終わりました。（「九番」の声あり）九番、議会運営委員会、山口耕司委員

長。

○九番（山口耕司）ただいま上程されております認第一号から認第十号までの十議案は、いずれも平成二十五年度における各会計決算の認定でありますので、これら議案につきましては、特に慎重審議を期するため、例年のとおり決算審査特別委員会を設置していただきたいと思います。

なお、委員の数は七人とし、その選任につきましては議長に一任したいと思います。

○議長（益田吉博）お諮りいたします。

ただいま山口耕司議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、決算審査特別委員会を設置して、審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。

よって本案は、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、決算審査特別委員会の委員の定数は七人として、選任につきましては、あらかじめ御協議願っておりますので、私から指名をいたします。

一番養田全康議員、三番牧野雅一議員、四番宗部康寛議員、五番吉田 正議員、九番山口耕司議員、十番吉田雅範議員、十二番大谷龍雄議員。

以上、七名の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選任並びに審査の日程等につきまして御協議賜りたいと思いますので、各位には本会議終了後、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（益田吉博）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日九日から二十一日まで休会として、次回二十二日午前十時に再開し、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時二十分散会